

建築設備工事施工の手引き

令和 8 年 8 月 版

福岡市財政局技術監理部技術監理課

目 次

第1節 一般事項

1	適用	1
2	準拠図書	1
3	提出書類等	1
(1)	現場代理人及び技術者通知書	
(2)	建設リサイクルの届出	
(3)	工事实績情報の登録 (CORINS)	
(4)	公共工事の入札及び契約の適正化について	
(5)	建設業退職金共済制度に係る報告書	
(6)	法定外の労災保険の付保	
(7)	請求書 (前金払)	
(8)	請求書 (中間前金払)	
(9)	部分払申請書	
(10)	使用資材一覧表、承諾図	
(11)	工事工程表	
(12)	統括安全衛生管理義務者等の指名、同意	
(13)	施工計画書	
(14)	労働基準監督署への提出書類	
(15)	受注者からの中間確認検査依頼	
(16)	契約目的物の部分使用 (約款第 33 条) と中間確認検査	
(17)	再生資源利用計画書及び再生資源利用計画書 (実施書)	
(18)	建設発生土受入承諾書	
(19)	建設発生土搬入伝票	
(20)	産業廃棄物処理	
(21)	工事写真	
(22)	完成通知書及び指定部分完成通知書完了届	
(23)	引渡書及び指定部分引渡書	
(24)	現場発生品調書	
(25)	請求書	
(26)	完成図書	
(27)	電子納品	
(28)	アスベスト事前調査	
(29)	特定建設作業実施届出書	

第2節 施工計画書

1	記載項目	11
2	施工計画書の作成要領	12
3	提出時期	15

第3節 施工

1	共通	16
(1)	一般事項	
(2)	福岡市工事成績評定要領について	

(3) 安全管理	
(4) 共通仮設工事	
(5) 資材（機材）	
(6) 耐震施工	
2 電気設備工事	18
(1) 配管	
(2) 位置ボックス・ジョイントボックス等	
(3) 配線	
(4) 配線器具	
(5) 塗装	
(6) 盤類	
(7) 受変電設備	
(8) 照明器具取付、電灯コンセント	
(9) その他機器類	
(10) テレビ共同受信設備	
(11) 接地	
(12) 架空配線	
(13) 地中配線	
(14) 測定、試験調整	
3 機械設備工事	23
(1) 給排水衛生消火設備	
(2) 空気調和換気設備	
(3) 保温、塗装及び防錆、防食	
(4) 自動制御設備	
(5) 試験、調整	
第4節 工事写真	
1 工事写真撮影要領	34
第5節 検 査	
1 検査の種類	35
2 検査課検査を受ける場合の注意事項	36
3 工事成績評定(当初の契約金額が 500 万円を超えるもの)	36
第6節 完成図書	
1 構成	37
2 作成方法	37
3 提出方法	38
第7節 特定機器の取扱い	
1 P C B使用電気機器	39
2 フロン類使用機器	40
第8節 契約不適合	
1 契約不適合点検	41
(1) 趣旨	
(2) 範囲	
(3) 対象工事	
(4) 契約不適合点検	
(5) 契約不適合点検の期限、時期	
(6) 自主点検	

(7) 契約不適合修補

別 紙

- 1 様式一覧表
- 2 承諾図の提出を要する電気設備工事機材名
- 3 承諾図の提出を要する機械設備工事機材名

第Ⅰ節 一般事項

Ⅰ 適用

この手引きは令和 8 年 8 月 1 日以降に契約した建築設備工事に適用する。工事の種類、施工条件等により、この手引きによりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2 準拠図書

発注図及び特記仕様書に記載のない事項については、以下の仕様書及び指針に準じて施工してください。

(1) 施工関連

- ・「公共建築工事標準仕様書」
- ・「公共建築工事改修標準仕様書」
- ・「公共建築工事標準図」（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ・「電気設備工事監理指針」
- ・「機械設備工事監理指針」

(2) 工事写真

- ・「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」

(3) 電子納品

- ・「福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）」

3 提出書類等

工事関係書類一覧（別紙Ⅰ）を参照してください。

(1) 現場代理人及び技術者通知書

- ① 「現場代理人及び技術者通知書」を監督員に提出してください。技術者については雇用関係を次のいずれかの方法で確認します。
 - ア 監理技術者資格証
 - イ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
 - ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
 - エ 所属会社の雇用証明書オ 上記に準ずる資料
 - オ 健康保険被保険者証（有効期限前のもの）
- ② 「現場代理人」は、現場の運営取締まりを行い、受注者の代理としての役目があります。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めたときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととする場合があります。
- ③ 「技術者」は、工事施工の技術上の監理を司る役目があり、技術者の種類に応じた資格が必要です。元請工事における一次下請金額の合計が 5,000 万円以上の設備工事は、監理技術者、それ以外の設備工事では、主任技術者を選任してください。
- ④ 経歴書の工事経歴には、技術者の資格要件を、実務経験とする場合に、技術者の設置基準（特記仕様書で定められたものを含む）に適合していることが確認できるように記入してください。また、工事歴については、公共工事を優先して記入してください。

- ・主任技術者及び監理技術者の要件（電気設備工事）
- ・主任技術者及び監理技術者の要件（機械設備工事）

※主任技術者及び監理技術者の要件確認に必要な職歴欄が不足する場合は別紙を作成ください。

※経歴書の作成日は契約日又は着手日としてください。提出日ではないので注意してください。

技術者及び現場代理人の途中交代について

監理技術者及び主任技術者の途中交代については、監理技術者マニュアルの監理技術者等の途中交代の項目を確認してください。なお、技術者の途中交代を希望する場合は、監督員が契約担当課と（総合評価案件の場合は財政局技術監理部技術企画課とも）事前協議の必要がありますので、事前に監督員に申し出てください。協議の結果、途中交代が認められた場合は、新たに配置する技術者等の「現場代理人及び技術者通知書」（名称は「現場代理人及び技術者通知書（変更）」とする。）及び「経歴書」を作成して監督員に提出してください。

現場代理人の途中交代については、監督員と事前に協議を行い、変更後の現場代理人がその工事の現場の運営、取り締まりを行うことに支障がないと認められる場合は可能とします。交代の際は、技術者の交代と同様に監督員に資料を提出してください。

(2) 建設リサイクルの届出

建設工事において、資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正処理を図るため、特定の建設資材について、その分別解体等および再資源化することが義務付けられます。

① 対象建設工事

- ・建築物の解体工事で床面積 80 ㎡以上
- ・建築物の新築又は増築の工事で床面積 500 ㎡以上
- ・建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上
- ・建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等で請負代金が 500 万円以上

② 特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリートおよび鉄からなる建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

③ 手続き

発注者は通知書(様式集 現場着手前)を現地工事に着手する 1 日前（土日祝日を含む）までに、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課へ提出する必要があります。また、受注者は工事完了時に再生資源利用【促進】計画書（実施書）（様式集 現場着手前）を監督員に提出してください。

④ その他

- ・現場説明書に建設リサイクル法適用工事かどうかの記述がありますので確認してください。記載がない場合は、監督員に確認してください。

- ・当初建設リサイクル法適用対象でない工事が設計変更等により対象工事となった場合は、速やかに手続きを行ってください。
- ・建設リサイクル法の届出に関する具体的な手続きについては、福岡市ホームページより下記のページを検索した上で、「建設リサイクル法の手続き」を参照ください。

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』届出書の手引き
 福岡市HP＞くらし・手続き＞住まい・引越し＞建築に関する手続き等
 ＞建設リサイクル法に関する手続き＞建設リサイクル法の概要

(3) 工事実績情報の登録 (CORINS)

当初請負金額 500 万円以上の工事においては、受注、訂正、途中変更、完成の 10 日(土日祝日を除く)以内に、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)にて工事情報の登録を行ってください。当初請負金額(税込)が 500 万円未満の工事でも変更契約で 500 万円以上となった場合は変更契約時(変更契約書に記載されている年月日(議会の議決を要する工事は議決日)に受注登録が必要です。

実績登録時に発行される「登録のための確認のお願い」を監督員に提出し、確認を受けてください。確認後、監督員は、確認年月日と署名を記載し、書類を受注者に返却しますので、その内容で登録を行ってください。登録後、「登録内容確認書」が発行されますので、監督員に電子メールが届いているか確認してください。

なお、工期途中で市監督員が異動等により変更になった場合、その時点での変更登録は不要です。次回登録時(竣工時など)に、併せて変更してください。

(4) 公共工事の入札及び契約の適正化(約款第 6 条及び第 10 条)

① 本市発注工事における受注者の適正な技術者配置について

建設業法では、建設工事の適正な施行の確保を図るため、工事請負金額が 4,500 万円(建築一式工事の場合 9,000 万円)以上の工事においては、主任技術者又は監理技術者を原則専任で設置する事を求めています。

本市においても、国土交通省が推進している「発注者支援データベース・システム」を活用して、監理技術者の資格及び他工事との重複状況を確認しています。

ア 対象工事

請負契約金額が 4,500 万円(建築一式工事の場合 9,000 万円)以上の建設工事

イ 入札前に確認を行う工事

Ⅰ 億円以上の一般競争入札

※虚偽の申請書の提出を行った者の入札は無効とされます。

ウ 契約後に確認を行う工事

制限付き一般競争入札の場合、監督員は入札時に提出される「配置技術者調書」と「現場代理人等通知書・現場代理人等変更通知書」(様式集 現場着手前)に記載されている技術者が同一人物であるか確認してください。

上記の場合、原則として技術者の変更は認められませんが、受注者より技術者変更の申し出があった場合は、事前に契約課と協議を行ってください。

なお、虚偽の申請をおこなった受注者へは、改善を求め改善が確認できるまでは着工を見合わせます。また、着工している場合は工事を一時中止とし、改善が確認できれば工事着工または工事続行となります。改善の指導に従わないときは、関係法令、規則等の規定に違反したものとみなし契約解除及び指名停止等の措置を行います。

② 施工体制台帳/施工体系図

ア 対象工事

下請契約を締結する全ての工事

※元請業者が作成及び掲示を行ってください。

イ 施工体制台帳等及び施工体系図の作成

元請業者は下請締結後すぐに下記書類を作成してください。

(ア) 施工体制台帳

「施工体制台帳(様式集 現場着手前)、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(様式集 現場着手前)、再下請負通知書(様式集 現場着手前)等」で編成され、作成は発注者から直接請負った受注者が、施工するために締結した下請負人(再下請負人含む)毎の施工分担関係が明らかとなるよう添付資料(下請負契約書のコピー(契約金額、契約(業務)内容))を基に作成してください。添付資料は様式一覧表(別紙1)を参考にしてください。

※健康保険証の写しは、個人情報保護の観点から保険者番号、被保険者等記号及び番号の3箇所を黒塗りしてください。

※契約書においては、建設業法第19条第1項に定める項目を記載する必要があります。また、「工事内容」については、〇〇工事一式といった曖昧な記載ではなく、下請負人の責任施工範囲、施工条件等を具体的に記載してください。

※公共工事の場合、下請契約書の写しは金額も確認しますので、黒塗り等しないようにしてください。(建設業法施行規則第14条の2第2項)

(イ) 施工体系図

施工体制台帳をもとに施工体制台帳の要約版として下請負人名称(再下請負人を含む)、具体的な工種を記入した樹状図で作成してください。

ウ 施工体系図の掲示

元請業者は、施工体系図を下請負人の契約期間開始日前までに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。なお、下請負人の契約期間など、施工体系に変更があった場合は速やか(下請負人の契約期間開始日まで)に施工体系図を修正してください。

エ 写しの提出

元請業者は、施工体制台帳及び施工体系図を作成後、その写しを速やかに提出してください。また、一次下請業者に地場業者を使用しない場合は、事前にその理由を付した地場企業下請不使用理由書(様式集 現場着手前)を施工体制台帳に添付の上で監督員に提出してください。なお、内容の変更があった場合も修正の上、提出してください。

③ 施工体制の把握について

「公共工事の入札及び契約過程並びに契約内容の透明化」「入札参加者又は契約の相手方となろうとする者の間の公正な競争の促進」「入札から契約までの間の談合その他不正行為の排除の徹底」「契約された公共工事の適正な施工の確保」を図るため、下記の通り点検を実施します。

ア 施工体制台帳等の記載内容の点検

- ・受注者より施工体制台帳等の提出があった時点で施工体制台帳等の記載内容を監督員(委託監督員)が確認します。
- ・完成検査時に検査員が確認します。

イ 施工体制の確認に関する点検

- ・工事着手前、工事施工中（施工当初・変更時・施工中適宜）に監督員が点検します。
- ・一括下請けなど施工体制に関する点検を抜き打ちで実施します。
- ・中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行います。

ウ 不備が発覚した場合の措置

- ・上記点検時に記載内容等に不備があった場合等においては、監督課、検査課が連携して工事成績評定での減点措置を行う場合があります。
- ・虚偽の記載や一括下請け等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合があります。

エ 施工体制の点検への協力

- ・入札契約適正化法第15条第3項により、発注者の点検に協力をお願いします。

(5) 建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）に係る報告書

- ① 建退共の対象は本市が発注する全ての工事請負契約です。建退共の被共済者については、被共済者就労状況報告書（様式集 施工中）及び工事別共済証紙受払簿（様式集 施工中）を対象労働者への配布が確認できるよう作成、管理してください。他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合は、建設業退職金共済制度加入労働者数報告書（様式集 施工中）及び他の退職金制度に係る加入証明書を提示してください。
- ② 証紙購入は、工事受注者が当該工事ごとの建退共制度の対象労働者数及び対象就労(予定)日数を的確に把握し、必要枚数を購入してください。なお、受注者において保有している残余証紙を使用することができます。対象労働者数及び対象就労(予定)日数の把握が困難な場合には、「掛金収納書提出用台紙」（様式集 現場着手前）を参考に購入してください。購入証紙または使用する残余証紙は、対象労働者への配布が確認できるよう受払簿を整備し管理してください。
- ③ 「掛金収納書」は、(契約者が発注者へ)と注記してあるものを提出してください。発注者名は福岡市長とし、工事名には工事件名を記入してください。
- ④ 「掛金収納書提出用台紙」（様式集 現場着手前）と掛金収納書は、工事請負契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に監督員に提出してください。また、証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、工事完成までに提出してください。なお、提出日は、当初報告時で購入証紙がある場合は「掛金納付」の日付、残余証紙のみ使用する場合は監督員に提出する日とし、完了報告時は「完成通知書」と同じ日付にしてください。

(6) 法定外の労災保険の付保

特記仕様書において、法定外の労災保険の付保が要件となっている場合は、現場着手までに「法定外の労災保険の付保状況が分かるもの（保険契約の証券等）」を監督員に提示してください。なお、監督員から写しの提出を求められた場合はその写しを提出してください。

(7) 請求書(前払金)

「請求書(前払金)」（様式集 現場着手前）は契約金額が100万円を超えるもので、前払金を請求する時の申請書です。「前金払請求書」「保証証書」を発注課に履行期限の1ヶ月前までに提出してください。

工期が2年度以上にわたる契約において前金払いを請求するには、請求を行う会計年度における請負代金の支払いの限度額及び支払限度額に対応する会計年度の出来高予定額が設定され

ている必要がありますので、契約書で確認してください。

(8) 請求書（中間前金）

前金払を受けた工事請負契約で、履行期間が3ヶ月以上の時に該当要件を満足する場合に、中間前金払を請求する時の申請書です。ただし、請求は履行期限前1月までとなっています。

- ① 中間前金払の要件に該当する場合は、「中間前金払認定請求書」（様式集 施工中）「工事履行報告書及び工程表」（工程表は現在の進捗状況を明示したもの）を発注課へ提出してください。
- ② 発注課は、中間前金払の要件に該当する場合は直ちに（遅くとも10日以内）「中間前金払認定調書」（様式集 施工中）を交付します。
- ③ 受注者は、交付された「中間前金払認定調書」により保証事業会社と「保証契約」を締結し「保証証書」を受領してください。
- ④ 受注者は、「請求書（中間前金）」（様式集 施工中）「保証証書」を揃えて発注課へ提出（請求）してください。

※複数年以上の履行期間が設定されている場合は、担当者と協議してください。

(9) 部分払申請書

契約金額が300万円を超え、かつ工期が3ヶ月以上で出来高が40%超える場合は、工事契約書第38条の回数以内で、部分払いを請求することができます。「部分払申請書」（様式集 施工中）を作成の上、市長を受取人とする「火災保険保証書」「部分払申請書」「工事写真」「請求書」を添付して提出してください。

※ 火災保険保証期間は、履行期間+21日以上としてください。

(10) 使用資材一覧表、承諾図

納入業者選定後速やかに、使用資材一覧表（様式集 現場着手前）を監督員に提出の上で、承諾を受けてください。使用資材一覧表には工事で使用する全ての資材を記載してください。使用資材一覧表の承諾後、設計図書の性能、基準を満足する機器を選定して承諾図を作成してください。また、承諾図についても監督員に提出の上で承諾を受けてください。

なお、承諾図の提出を要する資材（機材）は、以下を参照してください。

- ・「承諾図の提出を要する電気設備工事機材名」（別紙2）
- ・「承諾図の提出を要する機械設備工事機材名」（別紙3）

(11) 工事工程表

「工事工程表」の提出を「特記仕様書」で義務付けている場合は、締結後10日以内に提出してください。建築設備工事では、通常は不要です。ただし、施工計画書には「工事工程表」（様式集 現場着手前）を添付してください。

(12) 統括安全衛生管理義務者等の指名、同意

① 統括安全衛生管理義務者

発注者は、労働安全衛生法30条等の規定により、一つの場所において2以上の工事を施工する場合で、発注者（福岡市役所）が同一の際は、複数の特定元方事業者のうち発注者が統括安全衛生管理義務者を指名します。

受注者は、「統括安全衛生管理義務者の指名について（通知）」を確認のうえ、「統括安全衛生管理義務者の同意について」（様式集 現場着手前）を作成して提出してください。

② 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者

労働安全衛生法 15 条等の規定により、一つの場所において元請・協力業者合わせて、常時 50 人以上の労働者が混在する現場においては、特定元方事業者は「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」を選任する必要があります。

※特定元方事業者とは、元方事業者のうち建設業または造船業を行う事業者のことです。

(13) 施工計画書

施工計画書は、「第 3 節 施工計画書」を参照し、現地工事着手前までに提出してください。

(14) 労働基準監督署への提出書類

工事規模、内容により、労働基準監督署へ下記の書類の提出が必要になります。

- ① 共同企業体代表届
- ② 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- ③ 機械等設置・移転/変更届（足場 10m 以上他）
- ④ 建設工事・土石採取計画届（吹付け石綿等の除去）
- ⑤ 特定元方事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告
- ⑥ 元方安全衛生管理者選任報告
- ⑦ 店社安全衛生管理者選任報告

(15) 受注者からの中間確認検査依頼

受注者は、工事請負範囲内の履行確認（不可視部分、工場検査、性能確認など）を目的として、発注者に中間確認検査を依頼する場合は、「中間確認検査依頼について※受注者の都合による場合」（様式集 施工中）を作成し、監督課に提出してください。

(16) 契約目的物の部分使用（約款第 33 条）と中間確認検査

発注者は、建設工事請負契約書第 33 条（部分使用）の規定により、監督員による検査（確認を含む）または必要に応じて検査担当課による中間確認検査の結果、適合が確認されれば受注者の承諾を得たうえで契約目的物の一部又は全部を引渡し前に使用することができます。

中間確認検査実施の有無により以下のいずれかの手続きを行います。なお、実施の有無については、監督課と検査担当課との事前協議により決定します。

- ① 中間確認検査を実施する場合は、監督課は「中間確認検査依頼について※発注者の都合による場合」（様式集 施工中）を作成し、検査担当課へ提出する。※中間確認検査を実施しない場合は作成が不要です。
- ② 受注者は、発注者からの部分使用の要望を承諾する場合は「工事の部分使用について」（様式集 施工中）を作成し、監督員に提出してください。

(17) 再生資源利用計画書及び再生資源利用計画書（実施書）

福岡市では、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」などの趣旨に基づき、国土交通省九州地方整備局等と連携して平成 27 年 3 月に「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014(九州地方建設副産物対策連絡協議会)」を策定し、「環境に配慮した公共建築物整備要領」を定め、リサイクル材の使用を進めています。路面復旧におけるアスファルトや路盤材、基礎材等で使用する砕石、砂などに再生材を使用した場合又は撤去工事などで建設副産物の発生がある場合は、「再生資源利用計画書（実施書）－建設資材搬入工事用－」（様式集 現場着手前）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）－建設副産物搬出工事用－」（様式集 現場着手前）を受注者で作成し、監督課に提出してください。

建設汚泥についても、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省)」により、「発生抑制の徹底」、「再利用の促進」、「適正処理の推進」に努め、「建設汚泥再生品」の積極的な利用に努めてください。

また、以下の規模に該当する工事は、監督課へ「再生資源利用計画・再生資源利用促進計画」を提出に加えて、工事現場の見やすい場所に掲示してください。

以下のような指定副産物を搬出する工事	以下のような建設資材を搬入する工事
1. 土砂 … 500m ³ 以上 2. コンクリート塊・アスファルト塊 ・建設発生材 … 合計 200t 以上	1. 土砂 … 500m ³ 以上 2. 碎石 … 500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物 … 200t 以上

※合計 500m³ 以上の建設発生土を搬出する場合は、確認結果票(様式集 現場着手前)を作成の上で、再生資源利用計画書と併せて監督課への提出及び工事現場の見やすい場所へ掲示してください。

(18) 建設発生土受入承諾書

工事において建設発生土の処理がある場合は、「建設発生土受入承諾書」を施工計画書に添付し監督員に提出を行ってください。なお、建設発生土を「指定処分場」及び「建設発生土リサイクルプラント（仮置き場含む）」へ搬入できない事態が発生し、監督課と協議のうえ、確認処分を行う場合、工事中に最低1回、監督員が当該処分場の立会確認を行いますので、搬入日時等を事前に連絡し調整を行ってください。（立会時の状況を撮影してください。）処分完了後は「再生資源利用促進計画書（実施書）－建設副産物搬出工事用－」に必要事項を記載の上、監督課に提出を行ってください。

(19) 建設発生土搬入伝票

建設発生土の処理結果について、搬入伝票を監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示してください。搬入伝票は1台ごとに整理し、工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認できる内容を記載してください。

(20) 産業廃棄物処理

産業廃棄物(残材、梱包材、端切れ材)は、受注者が責任を持って処理するように法律で定められており、関連工事の受注者や下請企業等に処理を任せる事は違法となります。受注者毎に産業廃棄物処理業者と契約書を交わし、他の受注者との排出区別がつく形で、適切に処理を行い、写真とマニフェストで確認できるようにしてください。

なお、監督員又は検査員から指示を受けた際スムーズに提示できるよう、下記の書類を整理しておいてください。

① 産業廃棄物処理委託契約書（原本）

- ・排出事業者と収集運搬業者及び処分業者(中間又は最終)が結ぶ「産業廃棄物処理委託契約書」

② 収集運搬業者及び処分業者の許可内容

- ・当該許可の管轄県市ホームページの記載内容と違う場合は、産業廃棄物が処理受託者の事業範囲である事を証する許可証等
- ・中間処理の場合は、最終処分先(所在、名称、許可内容、契約書等)

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票 B2票 D票 E票（原本）

- ・中間処理業者へ搬出した場合のE票については、伝票交付後180日間以内の返送猶予期間があるため、検査時に書類が間に合わない場合は、監督員が後日確認を行います。

※撤去工事で発生した「蛍光管及び水銀ランプ」については水銀を含むため現場で割らず、専門の処理業者による適正な処理を行ってください。

(21) 工事写真

工事写真は、「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」及び「建築設備工事写真撮影の手引き」に基づき、監督員へ完了日(閉庁日の場合休み明けの日)までに「完了届」と一緒に提出してください。

また、工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)を実施する場合、施工計画書にその旨を記載してください。黒板情報電子化を行った写真の提出時には、受注者は事前に一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会(J-COMSIA)が提供する(URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影後に不適切な修正が加えられていないかの確認してください。また、そのチェック結果(CSV ファイル等)を監督員に提出してください。

(22) 完成通知書及び指定部分完成通知書

完了日までに「完成通知書」(様式集 完成時)を監督員に提出してください。なお、完了日が市役所閉庁日(土、日曜日、祝日)の場合は、休み明けの日を提出日にしてください。また、全体工事期間内に、但し書きによる指定部分の工期がなされている場合の指定部分完成の届けは、「指定部分完成通知書」(様式集 施工中)となります。

(23) 引渡書及び指定部分引渡書

完成検査合格後に「引渡書」(様式集 完成時)を監督員に提出して受渡しを行ってください。また、全体工事期間内の但し書きによる指定工期部分の完了時は、「指定部分引渡書」(様式集 施工中)となります。

(24) 現場発生品調書

既存施設の改修工事などで、既存機器を撤去し、再利用のために施設管理者に引き渡す場合は、「現場発生品調書」(様式集 施工中)を作成してください。

(25) 請求書

請求書は、完成検査合格後に提出してください。なお、口座が二つ以上ある場合は、口座番号を忘れずに記入してください。

用紙は、福岡市ホームページ(福岡市ホームページ内で「会計用請求書」で検索)でダウンロードできます。

(26) 完成図書

完成図書及び完成図(現場製本を含む)は、「第6節 完成図書」に基づき、検査日(検査場所)に提出してください。なお、受渡時は、「完成図書引渡書」(様式集 完成時)を作成してください。

(27) 電子納品

「福岡市電子納品の手引き」に基づき必要書類を電子納品してください。

(28) アスベスト事前調査

建築物の解体・改修工事等を行うとき、受注者は、大防法及び石綿則に規定されるアスベスト含有建材の有無を調査する事前調査を実施する必要があります。

詳細は『アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書』を参照してください。

(29) 特定建設作業実施届出書

特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の 7 日前までに、区役所生活環境課に届出書を提出してください。

※特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、指定地域内において騒音規制法及び振動規制法で定める機械を使用する作業のことです。

詳細は福岡市HPで確認をお願いします。

福岡市ホーム > くらし・手続き > 環境・ごみ・リサイクル > 福岡市の環境 > 環境保全・自然環境 > 公害防止法令の概要と届出様式 > 特定建設作業の届出

第2節 施工計画書

1 記載項目

施工計画書は「総合施工計画書」及び「工種別施工計画書」から構成されます。記載項目については、下記の内容を参考に、工事内容及び工事現場の状況にあわせ、監督員と協議の上で作成してください。

総合施工計画書	工種別施工計画書 (電気設備工事)	工種別施工計画書 (機械設備工事)
(1) 工事概要 (2) 付近見取図 (搬入ルート図等含む) (3) 受注者の組織 ①現場施工体制組織表 ②現場管理体制 ③安全衛生管理計画概要 ④安全衛生管理計画表 ⑤施工に必要な資格者 ⑥作業時間帯 ⑦その他添付資料 (4) 現場仮設計画 ①仮設物の大きさ及び配置 ②電力・電話・給排水等の引込み並びに火を扱う場所 ③工事施工のための仮設 ④仮設物の期間 (5) 予想される災害・公害の種類と対策 (6) 出入口の管理 ①関係者以外の立入禁止 ②出入口の交通安全 (7) 危険箇所の点検方法 ①高所作業区域 ②重量物搬入区域 (8) 緊急連絡体制（夜間も含む） (9) 火災予防 ①現場事務所 ②作業員詰所・材料置場 ③現場内 (10) 夜間警戒 ①工事期間中 ②配管布設期間 ③機器搬入後 ④機器据付以後 (11) 服務規則 ①服装 ②ヘルメット、安全靴、墜落制止用器具 ③腕章 ④入場許可証 (12) 工程表	(1) 工事一般 ①建築、機械設備工事との施工区分 ②機器材搬入方法 ③資材（機材）の保管場所 ④作業場所 ⑤産業廃棄物の処理方法 ⑥残土処理方法 ⑦発生材の処理方法 ⑧関係法規との適合 ⑨官公庁その他許認可、届出書類 (2) 機器据付工事 ①機器の支持及び機器据付方法 ②据付精度 ③関連工事の別途機器との取合い条件等 ④機器据付後の養生 (3) 配管配線工事 ①コンクリート埋設配管 ②天井隠ぺい配管 ③露出配管 ④配線 (4) 接地工事 ①接地箇所及び種類 (5) 耐震措置 (6) 試験、検査 ①官庁等検査を受ける工種 ②資材（機材）の試験を行う内容 ③施工の試験を行う内容 (7) 試運転調整 (8) 社内検査	(1) 工事一般 ①建築、電気設備工事との施工区分 ②機器材搬入方法 ③資材の保管場所 ④作業場所 ⑤産業廃棄物の処理方法 ⑥残土処理方法 ⑦発生材の処理方法 ⑧関係法規との適合 ⑨官公庁その他許認可、届出書類 (2) 機器据付工事 ①機器据付方法 ②機器据付後の養生 (3) 配管工事 ①作業工具と工法 ②配管工法（要領） ③屋外埋設配管時の掘削、埋戻し (4) ダクト工事 ①ダクト工法（要領） (5) 保温、塗装工事 ①保温の施工方法（種別ごと） ②継目の処理方法 ③外装材の防水処理方法 ④塗装の施工方法 (6) 耐震措置 (7) 試験、検査 ①官庁等検査を受ける工種 ②資材（機材）の試験を行う内容 ③施工の試験を行う内容 (8) 試運転調整 (9) 社内検査
	添付書類 (1) 技術者の資格者証の写し (2) 各種様式一式 (ア) 作業日誌 (イ) 入場者教育 (ウ) 安全教育実施要領 (エ) 作業予定報告・指示書 (オ) 危険予知活動報告書（安全ミーティング） (カ) 安全指導票 (キ) 是正事項報告書 (ク) 持込機械等使用届・点検表 (ケ) その他	

安全対策については労働安全衛生法、同安全衛生規則を十分に熟読し、労働災害防止を十分に考慮し、作業・施工方法など検討をしてください。

2 施工計画書の作成要領

I 総合施工計画書

(1) 工事概要

請負代金、履行期間、工事内容や主な資材（機材）等を記入してください。

(2) 付近見取図

施工現場及び施工現場周辺の搬入ルートを記入してください。

※小学校周辺や住宅地など、搬入車両の通行が制限されている区域がありますので、監督員に確認ください。

※平日と休日で搬入ルートが異なる場合は全て記入してください。

(3) 受注者の組織

① 現場施工体制組織表

- ・工事受注会社の組織を記入してください。
- ・記載例に該当しない役職は斜線引き又は削除してください。
- ・「下請業者」には、別に足場、保温、塗装、消防、火災報知、自動制御設備工事等を他の会社に依頼する場合に記入し、該当しない場合は斜線引き又は削除してください。

② 現場管理体制

- ・建設会社名と氏名を記入してください、
- ・一つの場所において元請・協力業者合わせて、常時 50 人以上の労働者が混在する現場においては、特定元方事業者は「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」を選任が必要となります。

③ 安全衛生管理計画概要

④ 安全衛生管理計画表

- ・安全衛生管理計画は、福岡建設労務研究会発行の「安全ポケットブック（最新版）」に基づき作成してください。

⑤ 施工に必要な資格者

- ・工事の施工に必要な資格と資格者名を記載してください。

⑥ 作業時間等

- ・施工計画書（様式集 現場着手前）の記載例を参考に作成してください。

⑦ その他添付書類

作業主任者の資格者証の写しを添付してください。

各種様式一式

- ・現場での施工、安全に関わる書類の様式及び、その様式に関するリストを添付してください。独自の様式でも構いません。
- ・施工、安全に関わる書類について、記録したものは提出不要で、現場において整理保管ください。また、求められた場合は提出できるようにしておいてください。
- ・安全に関わる書類は下記のとおりです。

(ア) 作業日誌

(イ) 入場者教育

- ・作業員が工事現場に新規、再入場時する場合の安全、従事規則などを教育、指導に関するもの。

- (ウ) 安全教育実施要領
 - ・ 工事期間中の災害防止を図るため、実施する安全教育の内容に関するもの。
- (エ) 作業予定報告・指示書
 - ・ 毎日の作業予定及び作業開始前に指示する指示事項などを記入するもの。
- (オ) 危険予知活動報告書(安全ミーティング)
 - ・ 毎日の作業開始前に指示する作業内容及び危険予知活動(安全ミーティング)状況などを記入するもの。
- (カ) 安全指導票
 - ・ 災害防止を図るために、作業状況、作業環境などの点検をおこない、危険作業などを指導、注意する、安全指導票。
- (キ) 是正事項報告書
 - ・ 危険作業など早急に改善された事項を報告。
- (ク) 持込機械等使用届・点検表
 - ・ 建設機械や、電動工具等の使用届と、点検事項についての点検結果を記したもの。
- (ケ) その他必要なもの

(4) 現場仮設計画

① 仮設物の大きさ及び配置

工事対象建築物の周辺道路を含む地図上に下記事項を記入してください。

ア 工事標示板

イ 現場事務所

ウ 仮囲い

エ 搬入ルート

※主に敷地内(学校等)の搬入ルートを作成してください。

オ 駐車スペース

カ 作業場所

キ 資材(機材)保管場所

ク 足場

ケ 発生材置場、産業廃棄物置場等

コ 建築工事等にて設置する仮囲い等の仮設物

サ 監督員が求める注記等

② 電力・電話・給排水等の引込み並びに火を扱う場所

下記項目について仮設計画を記入してください。仮設がない場合は「該当なし」と記入してください。他工事での引き込みを利用する場合(例：電気工事の仮設電源を管工事で使用する等)は、「〇〇工事で引き込み」と表現してください。

ア 電力引込

イ 電話引込

ウ 給水

エ 排水

オ 火を扱う場所

カ 有機溶剤(シンナー等)の保管場所

キ その他危険物等の保管場所

③ 工事施工のための仮設

下記項目について仮設計画を記入してください。仮設がない場合は「該当なし」と記入してください。

載してください。

ア 矢板・水替え

イ 足場及びリフト

※足場：足場の種類、位置、高さ、ネットの有無、壁つなぎの間隔、最大積載量、昇降の方法、足場の組立て作業主任者の氏名などについて、詳しく記載してください。

ウ 運搬

エ 養生

オ 揚重機

④ 仮設物の期間

仮設物（①の仮設工事や工事施工のための仮設を含む）の設置期間を記載してください。

(5) 予想される災害・公害の種類と対策

施工計画書の記載例を参考に作成してください。

(6) 出入口の管理

① 関係者以外の立入禁止

関係者以外の立入防止対策を記載してください。受注者以外(関連工事受注者)が行う対策は、その旨を記入してください。

(対策例)

- ・ 仮囲いを設置し、出入口の扉は施錠する
- ・ 工事専用の出入口を設定し、警備員を配置する
- ・ 休館日に工事を行い、出入口は施錠する

② 出入口の交通安全

出入り口の交通安全対策を記入してください。

(対策例)

- ・ 進入、進出時には一旦停止
- ・ 通行者(利用者、児童生徒等)に十分注意する

(7) 危険個所の点検方法

施工計画書の記載例を参考に下記の区域における安全対策について記載してください。

- ・ 高所作業区域
- ・ 重量物搬入区域
- ・ 掘削作業区域

(8) 緊急時の連絡方法

施工計画書の記載例を参考に作成してください。

※夜間、祝日などの連絡体制についても記入してください。(携帯電話等)

(9) 火災予防

施工計画書の記載例を参考に火災予防対策について記載してください。

- ・ 現場事務所
- ・ 作業員詰所・材料置場
- ・ 現場内

(10) 夜間警戒

施工計画書の記載例を参考に夜間警戒について記載してください。

- ・ 工事期間中
- ・ 配管布設期間
- ・ 機器搬入後
- ・ 機器据付以後

(11) 服装規則

施工計画書の記載例を参考に服装規則について記載してください。

- ・ 服装
- ・ ヘルメット、安全靴、安全帯
- ・ 腕章（監督員と協議）
- ・ 入場許可証

(12) 工程表

工事工程表(様式集 現場着手前)を参考に作成してください。

Ⅱ 工種別施工計画書

(1) 工事一般

下記項目について、施工計画書の記載例を参考に記載してください。また、該当しない場合は「該当なし」と記載してください。

- ① 建築、電気、機械設備工事等との施工区分
- ② 資材（機材）搬入方法(通路、開口部、養生、クレーン使用等)
- ③ 資材（機材）の保管場所

※保管場所が必要ない場合は、「分割搬入のため現場に保管しない」等の旨を記載してください。

- ④ 作業場所
 - ・ 「足場」は2 m以上の場合、実際に使用する具体的な足場を記載してください。
 - ・ 「作業工具」は記載例を参考に、実際に使用する工具類を記載してください。

- ⑤ 産廃処理（発生材処理）計画
- ⑥ 残土処理方法
- ⑦ 発生材処理方法
- ⑧ 関係法規との適合
- ⑨ 官公庁その他許認可、届出書類

(2) 工種別工事

施工計画書の記載例を参考に、工事内容に合わせて作成してください。

3 提出時期

現地着工前までに、監督員へ提出の上で承諾を受けてください

第3節 施 工

I 共 通

(1) 一般事項

- ① 施工にあたっては、施工計画書に記載された施工体制、施工方法で行うものとし、変更する場合は監督員の承諾を得るとともに、変更計画書を提出もしくは施工計画書の修正を行ってください。
- ② 設計図面、仕様書等で、不明な点や現地との相違があれば、監督員に確認の上で施工してください。
- ③ 現地の状況をよく確認の上、施工図等で検討し、監督員の承諾を得て施工してください。

(2) 福岡市工事成績評定要領について

- ① 福岡市では「福岡市工事成績評定要領」に従い、工事特性等に応じた評価を行っております。評定結果は、これまで同様、受注者の適正な選定等の資料としても利用します。概要は下記の通りです。

ア 評定者

- ・ 施工の実態を把握している者：監督員及び総括監督員
- ・ 工事検査を行う者：検査員

イ 評価対象工事：請負金額が500万円を超える請負工事

ウ 工事特性、創意工夫、地域への貢献を加点評価

エ 悪質な施工者の排除のため、不良行為等に対する減点評価

オ 具体的なチェック項目により、評定者の主観的余地をできるだけ排除

カ 受注者へ評定結果を通知（工事成績評定通知書）

キ 閲覧による評定結果の公表

- ② 評定に関する詳細については、福岡市のホームページ(<https://www.city.fukuoka.lg.jp>)で確認してください。

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>検査情報

- ③ 福岡市請負工事成績評定要領の考査項目には、施工にあたって留意すべき事項が網羅されていますので、よく読んで施工してください。
- ④ 諸事項については記録として確認できることが重要になりますので、工事に伴う協議書だけでなく、施工計画書に添付した各様式の書類で記録を残すようにしてください。
- ⑤ 工事完了時まで、「工事特性」「創意工夫」「社会性」に該当する事項があれば、「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」（様式集 完成時）を提出してください。

※工事成績評定については、第5節検査 3工事成績評定も参照してください。

(3) 安全管理

作業にあたって、「労働安全衛生法」「同規則」に基づき、作業員はヘルメット、安全靴、安全帯などを装備し、作業場所の整理整頓をおこない、定期的な点検、安全教育、安全パトロールの実施、結果の記録をおこなうなど労働災害に十分注意を払ってください。

また、工事車両の駐車違反、交通事故、過積載などの防止を図り交通ルールを守り第三者の災害にも注意をしてください。

なお、万が一、事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、「福岡市公共工事にかかる事故報告要領」に基づいて、所定の様式による報告が必要です。

(4) 共通仮設工事

① 工事標示板等

工事現場には、建設業法等による表示板等を掲示してください。また、工事施工に伴う標識など、指示された場合は掲示してください。

ア 掲 示 物 : 建設業許可標識(下請業者は不要)、労災保険標識、建設業退職金共済制度標識、特記仕様書で指定する工事標示板、道路占用許可証、施工体系図、緊急連絡先、作業主任者、登録電気工事業者登録票又は登録電気工事業者届出済票(電気のみ)、建築物等の解体等の作業に関するお知らせほか

イ 設置場所 : 関係法令等で指定する。工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい位置に設置する。

ウ 設置期間 : 履行期間中若しくは許可期間とする。

② 仮設足場等工事(資格者が必要な工事)

工事の施工に伴う作業足場(仮設足場を含む)、搬入用重機、玉掛け作業、土留め、酸欠作業、機械・器具、仮設電源など有資格者による作業が必要なものについては、有資格者、資格の有効期限など十分注意し、作業足場などの設置を行ってください。特に、足場の組立等作業主任者の氏名及び最大積載荷重については、現場に表示し安全を確保するとともに、工事写真として撮影しておいてください。

平成17年度より枠組足場の場合、手すり先行足場の使用を標準としています。なお、足場工事を下請け業者が行った場合も、最終的な責任は元請業者にあることに留意してください。

※福岡建設労務研究会編集発行の「安全ポケットブック(建設作業必携)」を参照してください。)

(5) 資材(機材)

「承諾図の提出を要する電気設備機材名」(別紙2、別紙3)に記載の資材(機材)は、監督課の承諾が必要となります。使用資材一覧表(様式集 現場着手前)及び資材の承諾図を監督員へ提出し、承諾を得てください。「承諾図の提出を要する電気設備機材名」に記載のない資材(機材)は監督員と協議してください。

(6) 耐震施工

「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版)により耐震施工を行ってください。設計用震度、耐震安全性の分類は特記によります。

① 電気設備工事

「標準仕様書」2.1.13、「標準図」(電力35)によるほか、次の処置を行ってください。

ア 自立形分電盤・制御盤等据付面積に比較して高さの高い機器は壁、柱等から頂部振れ止め(背面支持)をとってください。

イ 機器の基礎は地震時に移動、転倒しないように機器と躯体または基礎等とアンカーボルトを用いて固定してください。また、基礎は地震時にアンカーボルト取付部のコンクリートが破壊されないよう十分なかぶり厚さをとってください。

ウ 防震材を介して設置する機器には機器に接しないよう適当なクリアランスを設け、当たり面に緩衝材を張り付けた耐震ストッパーを取り付けてください。(特記による)

エ 建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、地震による建物の変位及び配管本体等の過大な振れにより損傷を生ずることのないよう

処置してください。

オ 配管等は耐震安全性の分類により「標準仕様書」の表 2.1.2 にある支持間隔に A 種又は B 種耐震支持を行ってください。

カ 室内に設置する通信情報設備の自立型機器盤や機器収納ラックは転倒防止のための壁つなぎ等の処置を行ってください。

キ 机上等に設置する放送、通信、OA 機器はセフティファスナー等で固定してください。（特記による）

ク 吊下げ形の照明器具、レースウェイ等は振止め金具等により耐震支持を行ってください。

② 機械設備工事

ア 機器廻りの配管は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるために、次の固定、支持を行ってください。

- ・冷凍機、ポンプ等に接続する呼び径 100 以上の配管は、床より形鋼で固定してください。

- ・呼び径 80 以下の配管、空気調和機及びタンク類に接続する配管は、形鋼振止め支持としてください。

イ 配管の吊、支持等は、横走り配管にあっては棒鋼吊り（棒鋼を転造ねじ加工した「吊り用ボルト」を含む。）及び形鋼振止め支持、立て管にあっては形鋼振止め支持及び固定とし、「標準仕様書」に指定された施工方法に従った施工を行ってください。

ウ 機器等は地震力に対して転倒、横滑りを起こさないよう固定してください。

エ 衛生器具ユニットは特記された設計用震度による地震力によって損傷を起こさないように固定してください。

オ その他「標準仕様書」、「標準図」の耐震措置、施工方法に従った施工を行ってください。

2 電気設備工事

(1) 配管

① 厚鋼電線管は屋外ではねじ込みカップリングまたはねじなし防水カップリングを使用してください。ただし、ねじなし防水カップリングはケーブル工事のみ（電線を接地線とする場合を除く）に使用してください。

② メタルモールの端末ブッシングを忘れないようにしてください。

③ 屋外電線管の支持金物は溶融亜鉛メッキまたはステンレス金物を使用してください。

④ 強電回路のプルボックス・埋込ボックス・盤類等との接続部分にはボンディング（ボンド線の太さは「標準仕様書」第2編電力設備工事第2章施工管の接続の表によってください）を確実に行ってください。なお、配管とプルボックスのボンディング接続方法はロックナットによる方法を標準とします。締め付け忘れがないように注意してください。

金属管のねじ込み接続及びネジなしにて接続する箇所はボンディングを省略します。ただし、ねじ込み接続の送り接続箇所はボンディングを施してください。

⑤ 壁、天井及び床貫通箇所、並びに撤去跡は確実に補修してください。

⑥ 予備配管には導入線を入線して行先表示の名札を付けてください。

⑦ 管相互及び盤等との接続点から 0.3m 以下の箇所で固定してください。

⑧ ダクターの切断面で、施設管理者以外の人に触れる恐れがある部分は保護キャップを付け、固定は 2 点止めとしてください。また、人が触れる恐れがあるダクタークリップには保護キャップを付けてください。

⑨ 露出配管は必ず、建築工事の壁等仕上げ完了後に取付けてください。

- ⑩ 特記仕様書において特記なき電線保護は原則としてメタルモールとしますが、学校等は下記によるものとし、監督員と協議の上で施工してください。（市営住宅を除く）
- ア 小学校はメタルモール
 - イ 中学校は配管（特別教室の準備室はメタルモール）
 - ウ 管理諸室はメタルモールでも可
 - エ 校長室等は隠ぺいを考慮して、協議により配管に変更可
 - オ 梁型が出ている場合等は、協議により配管に変更可
 - カ 学校以外の建物については、原則としてメタルモール
 - キ 建築意匠や構造及び施工場所の環境に応じて保護材は変更する必要がありますので、疑義がある場合は監督員と協議してください。
- ⑪ PE管は使用しないでください。
- ⑫ 入線部や開口部（エントランスキャップを含む）と配線の隙間にはパテ埋めを施してください。
- ⑬ 防火区画をケーブル・配管が貫通する場合は、建築基準法で規定された仕様もしくは国土交通大臣認定工法を用いて施工してください。

(2) 位置ボックス・ジョイントボックス等

- ① 位置ボックスの内部は綺麗に清掃してください。
- ② プルボックスは吊りボルト等により構造体に固定してください。
- ③ 強電用プルボックスにはアース端子を付けてください。
- ④ カバープレートには電力・通信等の用途別表示をしてください。
- ⑤ 防水プルボックスの下部には、水ぬき穴をあけてください。
- ⑥ 屋外壁面設置のボックスと壁面との隙間をシリコンコーキング材にてシーリングしてください。なお、コーキングは、左右及び上面に施し、下部には施工しないでください。
- ⑦ プルボックスの塗装の剥離箇所があればタッチアップしてください。
- ⑧ プルボックスの蓋に用途別シールを貼付けてください。
- ⑨ 強電回路及び弱電回路の何れの電線を同一プルボックスや金属ダクト等に収める場合はセパレーター付とし、C種の接地をとってください。強電回路又は弱電回路の何れかがケーブルの場合はセパレーター不要ですが、ケーブルや電線を接触させないでください。なお、弱電流電線を強電流電線と同一のプルボックス等に収めて良いのは、リモコンスイッチ、保護リレーその他これに類する強電流電線と制御用弱電流電線とを一对として配線される機器の制御用の弱電流電線、またはC種接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有する通信用ケーブルに限ります。バスダクト工事のダクト内については導体が裸のため施設しないでください。
- ⑩ 直付け照明器具の位置ボックスで、送りとなる部分の位置ボックスは不要です。
- ⑪ プルボックス内では、配線に余裕を設けてください。（1ターン）

(3) 配線

- ① 強電回路の電線色別は「標準仕様書」第2編2.1.3の電線の色別によってください。
- ② 弱電回路の電線色別は「標準仕様書」第6編2.1.3の電線の色別によってください。
- ③ 配線回路は絶縁抵抗を測定してください。
使用するメガーは、回路使用電圧に見合ったもので測定してください。
- ④ 特記なき場合、高圧配線は絶縁耐力試験を実施してください
- ⑤ 高圧引込回路と受電設備の相回転が合っているか確認してください。
- ⑥ 高圧ケーブルを端末処理した箇所には工事担任者の名札を取り付けてください。
- ⑦ 通信ケーブル相互の接続は、絶縁コネクタ等を用いてください。

- ⑧ 盤内、プルボックス内、点検可能なケーブルラック上、ダクト内及びハンドホール内等には、区間（どこから～どこへ）、線種、電線サイズを明示した名札を付けてください。
（例）電気室（低圧電灯盤）～パソコン教室（L-PC） CET-38°
- ⑨ 電極等の端子部分は配線に端子番号を付けてください。
- ⑩ 電極保持器の内部には、電極配線ケーブルの各芯線の用途名を明示してください。
（例）赤：満水：1 白：コモン：2 等 （芯色－用途－端子番号）
- ⑪ 壁、天井及び床貫通箇所及び撤去跡は確実に補修し、防火区画貫通部分は所定の工法で耐火処理（例：ケーブル貫通部分は、両端1m金属管保護、耐火シール材充填等）を行い、性能評定を受けた工法で施工した場合は、付属の標識を貼り付けてください。
- ⑫ 電線の接続に「差込形電線コネクタ」を使用する場合は、以下のとおりとします。
 - ア 使用する場合は、工種別施工計画書へ使用する旨を記載してください。
 - イ 屋内配線のための使用とします。
 - ウ 電線が奥まで入っているか目視で確認できる製品としてください。
 - エ JISC2813に適合した製品としてください。
 - オ PSE（電気用品安全法）に適合している製品としてください。
 - カ 上記を確認するため承諾図を提出してください。
 - キ 承諾図の提出にあたっては、メーカーの施工標準も併せて提出してください。
 - ク コネクタへ負荷がかからないようにケーブルを曲げずに収納できるボックスを使用してください。（ボックス不要形差込形電線コネクタを除く）
 - ケ 適切に施工されたことが確認できるよう、施工完了写真をコネクタの種類毎に代表1箇所以上撮影し、工事写真として提出してください。

（4）配線器具

- ① 器具の取付高さは原則として特記仕様書の標準取付高さとしてください。（特に身障者用は注意してください。）

（5）塗 装

- ① 塗料や塗り回数等については、「標準仕様書」第1編2.7.1の塗装工事によってください。
- ② 塗装は配管施工前に実施して、施工後はタッチアップ（補修塗装）のみにしてください。
- ③ プルボックス、盤の穴開けはタッチアップ（補修塗装）を行ってください。
- ④ シックハウス対策のため、居室内に使用する塗料はホルムアルデヒドを含まないもの（F☆☆☆☆）を使用し、トルエン等の有機溶剤については十分な蒸発期間を確保してください。
- ⑤ 耐候性塗装については、監督員と協議して使用してください。
- ⑥ 原則としてEPS内、PS内等の配管は塗装の必要はありません。

（6）盤類

- ① 学校の廊下、階段、教室内（準備室除く）に取付ける壁掛形は、盤類の下端の高さを床面より2m以上にしてください。高さがとれないときは、ゴム等で角を保護してください。
なお、学校以外の標準的な取付高さは特記仕様書にあります。
- ② 強電盤内にはアース端子を付けてください。
- ③ 強電回路及び弱電回路の敷設については、（2）位置ボックス・ジョイントボックス等⑨を参照してください。
- ④ 盤には工事件名のほか、製造業者名、施工業者名、施工年月等標準仕様書第2編電力設備工事第8節分電盤の表示による銘板を取付けてください。
- ⑤ 盤内配線処理は整然と処理してください。
- ⑥ 配線用しゃ断器及び端子台等には、名札に番号等を記入してください。

- ⑦ 盤内部はきれいに清掃してください。
- ⑧ 盤仕上塗装の剥離箇所があれば、タッチアップしてください。
- ⑨ 電線と盤内端子等との接続箇所では増し締め表示をしてください。
- ⑩ 露出盤と壁面との間に隙間が有る場合は、シーリングしてください。
- ⑪ 自立形の盤等は、頂部に振れ止めを施してください。
- ⑫ 屋外防水壁掛形は、上部と両側部の壁面等の隙間をシリコンコーキング材でシーリングしてください。
- ⑬ 分電盤及び制御盤には、単線結線図等を添付してください。
- ⑭ 端子盤には、各通信設備の全体系統図を添付し、当該端子盤を朱書きで表示してください。端子盤の用途が多数ある場合は、中板等に用途を表示してください。
- ⑮ 既設盤改造の場合でも、既存単線結線図及び系統図等を忘れずに修正してください。
- ⑯ 既設改修工事の場合は、施工前に必ず改修に係わる部分の絶縁測定を行ってください。
- ⑰ キュービクル、ポンプ関係等の警報盤は市販品としてください。ただし、漏水警報盤は製作盤としてください。
- ⑱ 学校の盤は原則として下記のとおりとします。
 - ア 普通教室、校長室、事務室、保健室、用務員室、印刷室、放送室、更衣室、多目的ホール、図書室、音楽室、図工室、家庭科室、視聴覚教室、美術室、調理室、被服室、技術科室、理科室、相談室、給食受所、資料室はプラスチック製ホーム分電盤。
 - イ 技術科室の動力盤、給食室は製作盤。
 - ウ 職員室は市販の標準分電盤。
- ⑲ 回路の用途が変更になった場合は、既設盤の名称板の変更、図面の変更を確実に行ってください。原則として盤メーカーに依頼してください。

(7) 受変電設備

- ① キュービクル改造については原則として既設盤の製造メーカーに依頼してください。
- ② 耐圧試験は原則としてケーブルのみとしてください。（受電盤については製作工場内にて耐圧試験後搬入するものとします）
- ③ トランス等の変電機器は、製造番号が確認できる工場出荷時の試験成績表を取得しておいてください。また、トランス等の副銘板を扉の内側に貼り付けてください。

(8) 照明器具取付、電灯コンセント

- ① 天井取付けの機器で重量が3.0kgを超える器具及びLED照明器具は、吊りボルト（呼び径9mm以上）により梁、スラブ等に固定し、天井下地材より支持する照明器具は脱落防止処置を行ってください。
ダクトとの取り合いで吊りボルトが施工できないような場合等は、監督員と協議して固定方法を決定してください。
- ② 黒板灯等の角度調整の必要な機器類は、調整を忘れないようにしてください。
- ③ アクリルカバー等付きの照明器具は、汚れ及び配線が見えないようにしてください。
- ④ 照明器具は埋込、直付けに係わらず、送り配線端子を使用可能です。
- ⑤ 直付け照明器具の位置ボックスで、送りとなる部分の位置ボックスは不要です。
- ⑥ 多数のコンセント回路がある場合、コンセントに回路番号を表示してください。⑦ 専用コンセントには負荷名称の表示、発電機回路のコンセントには発電機回路であることが分かる表示を行ってください。
- ⑧ 体育館アリーナ照明回路や昇降回路等多数の照明回路があるものについては、操作側で回路区分がわかる名称を明示するか、平面図等で表示してください。
- ⑨ 照明器具は取り付け後に清掃すること。

- ⑩ 防火区画を貫通する場合は樹脂製ボックスは使用しないでください。建築基準法で規定された仕様もしくは国土交通大臣認定工法を用いて施工してください。

(9) その他機器類

- ① 各通信・情報設備の主装置（親機）には、系統図及び取扱い説明書を付属させてください。
- ② 各防災設備の主装置には、警戒区域一覧図（透明なケース又は額縁に納める。）を付属させてください。
- ③ 総合盤には警戒区域を表示してください。

(10) テレビ共同受信設備

- ① 直列ユニットプレートの表示シールは不要です。
- ② 学校で使用する直列ユニットは、1端子としてください。
- ③ パソコン教室改造、音楽教室改造等の小規模改造においてテレビ配線工事がある場合は、レベル測定の要不要に係わらず、動作確認として画像写真を撮影してください
- ④ 画像写真の撮影地点は、原則として受信点から最遠点とします。

(11) 接地

- ① 接地棒及び接地銅板は、材料搬入時に巻テープを当て寸法が解るように確実に写真撮影してください。
- ② 接地極埋設標は、埋設位置近くの壁面等に設けてください。
- ③ 避雷器及び避雷設備の接地極とその他の接地極は2 m以上離隔をとってください。
- ④ ガス管等の金属体と接地極は1 m以上離隔をとってください。
- ⑤ 接地極は特記仕様書に記載している材料を使用してください。
- ⑥ 接地極の上端はG L - 750mm以上の深さに埋設してください。
- ⑦ 接地銅板は、原則として地面と垂直になるよう埋設してください。
- ⑧ E L B用接地を単独で設ける場合は、黄色端子キャップや緑／黄色ケーブルで区別してください。

(12) 架空配線

- ① 他の架空線、樹木等との離隔距離（内線規程第2編 構内電線路）を確保してください。
- ② 電柱名札及び足場ボルト（G L +1, 800mm以上）を取り付けてください。
- ③ 支線はステーブロックを用い、弛みの無いように取付て支線カバーを付けてください。
- ④ 強電回路のケーブルをメッセン吊りする場合、メッセンジャーはD種接地を取ってください。なお、ケーブルの支持方法はラッシングロッド方式を標準とします。

(13) 地中配線

- ① 管相互の接続は、管内に水が浸入しないようにしてください。
- ② ハンドホールの壁には、ケーブル及び接続部を支える支持金物を堅固に取付、支持金物には木製、陶製等の枕を取付けてください。
- ③ ケーブルは引込口、引出口近くのハンドホール内で余裕を持たせてください。
- ④ 波付硬質ポリエチレン管等とハンドホールの接続部はベルマウスを設けてください。
- ⑤ 土工事については、写真での確認となりますので、深さ等は箱尺又はリボンテープを当て、寸法が判るようにしてください。また、栗石やクラッシャーランの写真も忘れないでください。
- ⑥ 埋設シートは管頂と地表面のほぼ中間にダブルのシートを敷設してください。
- ⑦ 埋戻し箇所は300mm毎に転圧し、きれいに整地してください。

- ⑧ ハンドホールの蓋は汚れ、錆がある場合は清掃、黒色防錆塗装を行ってください。
- ⑨ ハンドホールに水抜き穴を設ける場合は周囲の地下水位等を考慮してください。
ハンドホール内の呼線、ケーブルには線名札を付けてください。
- ⑩ ベルマウス部にネオシールを施してください。
- ⑪ アスファルト等の路面復旧状況写真を撮影してください。
- ⑫ ハンドホールは原則ブロック式とします。
- ⑬ ハンドホール内に高圧と低圧及び強電と弱電が有る場合は、セパレータを設け、かつ、金属製部分にはC種接地工事を施してください。ただし、ケーブル工事で強電ケーブルと弱電ケーブルが接触しない場合は除きます。

(14) 測定、試験調整

- ① 測定及び動作確認は確実に行ってください。

ア 測定例

- ・幹線絶縁抵抗測定
- ・盤2次側絶縁抵抗測定
- ・接地抵抗測定
- ・負荷端電圧

イ 動作確認例

- ・コンセントの検電、極性、接地
- ・相回転
- ・キュービクル警報
- ・揚水ポンプの自動交互动作及び警報
- ・リモコン照明回路の点灯
- ・コンセントの回路区分
- ・放送設備の一斉放送及び個別放送
- ・テレビの受信状態
- ・非常放送設備のカットリレー動作
- ・消火ポンプの起動
- ・感知器の動作
- ・防火戸の動作

- ② 動作試験

ア 揚水ポンプ等の動作・警報は、電極保持器端子より確実に試験してください。

イ キュービクルの警報は、継電器及びリレーを動作させ確認してください。

ウ 防災設備、通信設備等の試験は、専門業者のみに任せず現場代理人または主任技術者も立会し確認してください。

- ③ 学校等の放送設備側のスピーカー配線の工事を行った場合は、個別放送も動作確認をし、部屋の用途が変更になった場合は、スイッチボードの銘板も入れ替えてください。
- ④ 自動火災報知設備、防排煙設備については、感知器動作による動作確認試験を行ってください。

3 機械設備工事

(1) 給排水衛生消火設備

- ① 機器設備

ア 機器の仕様は、承諾図と合致しているか附属品を含んで確認してください。なお、機器の

塗装色についても承諾図により確認をおこなっていますが、再度監督員に確認をお願いします。

- イ 機器の基礎位置・寸法は、早めに関連工事業者と協議・確認をしてください。なお、保守・管理・更新時のスペース、搬入ルートを確認してください。また、関係法令で指定された管理・点検・保安スペースも確認してください。
- ウ 機器設置にあたっては、消防・労働基準監督署などの申請手続きを確認してください。
- エ 基礎ボルトの締め付けは完全か、緩み止めはあるか確認をしてください。
- オ 機器の架台の水平度及び不陸はないか確認をしてください。
- カ 配管などの荷重が、機器に掛かっていないか確認してください。
- キ 機器などの点検口の位置は、維持管理・点検を考慮し、早めに関連工事業者と打ち合わせを行ってください。
- ク 機器操作パネル、スイッチの位置は、電気工事など打ち合わせの上で、電灯照明スイッチなども含めバランスの良い配置としてください。
- ケ 受水槽・タンク類は、有効容量を確保出来るよう配管取付位置、電極長さ等を十分確認してください。また、手すりや、人が乗る場所も含めて緩み止め（ダブルナット）施工を行ってください。
- コ 機器類には、監督員と打ち合わせの上で、名称・容量・機器番号・完成年月の表示及び機器銘板を取り付けてください。

② 衛生器具

- ア 衛生器具の品番は、便宜上TOTO品番を使用しています。
- イ 器具類の仕様は、承諾図と合致しているか、附属品を含んで、納品時に確認を行ってください。
- ウ 衛生陶器をコンクリート内に埋め込む時は、アスファルトなどの緩衝材の処置を行ってください。
- エ 木製パネル・軽量鉄骨壁などに衛生陶器を取り付ける場合は、補強材の位置を建築業者と早めに協議を行ってください。
- オ 水栓・シャワー・鏡等の取付高さ・吐水口空間は、基準がありますので監督員と協議の上で、位置決めを行ってください。
- カ 金具の締め付けには、パイプレンチ等の痕を残さないように養生を行ってください。
- キ 衛生陶器の締め付けは、がたつき・漏水などが無いよう確認をしてください。
- ク 大便器等の床との隙間は、床仕上げが乾式の場合、パテなどのシール材を充填してください。なお、衛生器具類と背面壁の隙間については、シール材の充填を原則不要としています。
- ケ 器具に配管の荷重がかからないように取り付けてください。
- コ 水栓は、原則として取付位置に向かって右側に給水栓(青色)・左側に給湯栓(赤色)としてください。
- サ 各器具の取付後は、ゴミ・異物を取り除き、通水後に洗淨弁・ボールタップ・水栓コマなどを清掃し、流出水量・水圧など調整を行ってください。
- シ 水栓からの吐出量と吐出口の向きを調整しておいてください。
- ス 壁取付リモコンスイッチの紛失・盗難防止用鎖の取付は、監督員と協議してください。
- セ 自動水栓の電源供給ケーブルは、適当な長さにまとめてください。
- ソ プラスタートラップの設置にあたっては、中かごが取り出せるよう配慮してください。

③ 配管

- ア 硬質塩化ビニルライニング鋼管は、帯鋸・丸鋸等の金鋸で管軸に直角に切断してください。パイプカッターや切削機など管径を絞る・発熱する切断機は使用しないでください。また、

切断面のライニング部の面取りを鉄部が出ないように行ってください。

- イ ねじ切りには、日本水道協会規格の切削油を使用すると共に、ねじ切り時に切削油が管内に入るのを最小限に抑えるため、ねじ切り盤にやや傾斜をつけて設置する等の処置を行ってください。ねじ切り後は、できるだけ清浄な水で洗い、ウェスでふき取ってください。ねじ切り部の露出箇所は、防錆塗装（2回塗り）を確実に行ってください。
- ウ 配管は給水・排水・給湯等の用途、使用場所により管種・防食・埋設深さが違いますので特記仕様書・図面を確認してください。
- エ 銅管又はステンレス鋼管を鋼製支持金物で支持する場合は、絶縁処理をしてください。
- オ 鋼管と銅管・鋼管とステンレス管など異種管の接続は、絶縁継手を使用してください。
- カ 給水横主管からの分岐は、原則として上取りとしてください。
- キ 不可視部分の配管は、埋め戻し・コンクリート補修などの前に水压テストをおこない、漏れが無いことを確認し補修・埋め戻しを行ってください。
- ク 土中埋設の屋外から屋内への飛び込み配管は、不等沈下が予測される場合スリークッション以上又は伸縮継手等を使用してください。
- ケ 排水管の勾配は、屋内 1/50・屋外 1/100 を原則とします。（65mm 以下は 1/50、75mm・100mm は 1/100、125mm は 1/150、150mm 以上は 1/200）
- コ 排水配管は、満水テストをおこない漏れが無いことを確認してください。現場の状況から難しい場合は、監督員と協議してください。
- サ 壁・天井及び床貫通箇所並びに撤去跡は確実に補修してください。
- シ 給水・雑用水・消火・ガスは、表示テープ巻きとなっています。特記仕様書の色別・施工箇所を確認してください。
- ス 配管誤接合防止のため、雑用水配管を壁や床等を貫通させる場合は、施工前に配管塗装（黄緑色）と管の端末付近に表示テープ巻を行い、貫通部から容易に識別できる 70 mm 以上の長さを確保してください。また、既設配管との接続箇所についても、既設配管切断時に表示テープ巻きを行うことで、配管切断後も雑用水配管が識別できるようにしてください。
- セ 配管には、流れ方向・系統の表示、弁は開閉・行き先・系統・口径・設置年月の表示板を取り付けてください。
- ソ PS 内の高所作業は、単管足場の設置・作業時の落下物防止をおこなうなど安全対策を講じてください。
- タ VD 管の継ぎ手は、メーカーにより、ブチルテープ巻き、内蔵、ゴムリング付きと方式が違うので、それぞれに対応した接合をした上で、防食テープ2回巻きを行ってください。
- チ 埋設配管においては、フランジ部や、ユニオン接続のねじ切り部は、ペトロラタムテープで防食してください。
- ツ 配管の設置は、維持管理・更新等を考慮した配置とし、頭を打たぬ高さにするなど注意して行ってください。
- テ 防火区画を配管が貫通する場合は、建築基準法で規定された仕様もしくは国土交通大臣認定工法を用いて施工してください。

④ 配管付属品

- ア 付属品の規格は、仕様を設計図面・承諾図と合致するか確認をしてください。
- イ 付属品の取付は、保守点検・取替が容易にできる場所としてください。
- ウ 支持金物は、溶融亜鉛メッキ・ステンレスの指定がありますので特記仕様書を確認してください。
- エ フレキシブル継手は、標準仕様書並びに本市消防局「消防用設備技術基準」により、最大変位量が吸収できる位置に取り付けてください。

- オ ワンダーチューブの場合は、規格成型(接続部分を工場加工済み)品としてください。
- カ 弁ボックスの内部にはチップを入れ、弁には系統・行先名・口径・開閉・設置年月の表示札を付けてください。
- キ 量水器ボックス底部には、必要に応じて水抜き穴を付けてください。

⑤ 排水金具

- ア コンクリート埋設の器具は、汚れ・付着物を除いて取り付けてください。
- イ 排水トラップと排水用鋼管との接続は、維持管理面からMD継手で行ってください。
- ウ 金具の取付にあたっては、仕上がり寸法を建築工事業者と早めに打ち合わせの上で、床面から突起しないよう設置してください。
- エ 排水トラップには、モルタルくずなど異物の落ち込み防止を行ってください。また、完了時には内部清掃を行ってください。
- オ T-16 床排水金物の目皿とトラップの接続短管には、配管用炭素鋼々管(白ガス)SGP-VAを使用し、また、トラップ流出側はMD継手を使用してください。
- カ 衛生器具の排水管とVP管の接続は、適切な接続器具(ゴムアダプター)を使用し、漏水しないように行ってください。

⑥ 枦及び蓋

- ア 蓋の汚れ・錆がある場合は、清掃・黒色防錆塗装を行ってください。
- イ 枦蓋の荷重・仕様は、図面の仕様を確認してください。
- ウ 市型枦は、いたずら防止のために、枦本体と蓋をステンレス(腐食防止のため)の鎖で繋いでください。
- エ 枦と管の接続部の補修痕・段差・インバートは、綺麗になめらかに仕上げてください。
- オ 完成後の枦内部に、異物は残ってないか確認を行ってください。
- カ 枦の天端は、廻りの敷地とレベルをあわせ、つまづくような段差ができないように仕上げてください。
- キ 宅内のO号(1号)汚水枦の蓋は、公道用のデザイン蓋を使用しないでください。
- ク 雨水枦の泥溜まりは、150mm以上確保してください。
- ケ HASS209の枦蓋枠は、角枠となっていますので注意してください。
- コ 保護コンクリートの角は、面取りを行ってください。

⑦ 消火機器類及び同ボックス

- ア 市営住宅の消火器ボックスは、消火器の投棄事故防止から扉解放時ベル付としています。
- イ 消火栓ボックスの開き・ホースの引き出し方向・消火栓弁の角度など、使い勝手の確認を行ってください。
- ウ 消火栓ボックス内の付属品は揃っているか、福岡市型であるか確認を行ってください。
- エ 消火管のボックス貫通部に隙間がある場合は、シーリングプレートなどでカバーを行ってください。
- オ ボックスの塗装に、剥がれ・キズなどがある場合は同色のペイントでタッチアップを行ってください。
- カ フレキシブル継ぎ手の長さは、本市「消防用設備等技術基準」に適合する長さで施工してください。
- キ 消火栓等を移動する場合も、消防署に消防設備設置変更届出を行ってください。

⑧ 計器

- ア 計器の表示範囲は適切なレンジで(最高使用圧力の1.5~3倍)、単位はSI単位に統一してください。
- イ 計器の設置場所は、維持管理・操作性を考慮して適切な位置・方向で設置してください。

⑨ 勾配、吊り金物及び支持金物

- ア 銅管又はステンレス鋼管を鋼製支持金物で支持する場合は、絶縁処理をしてください。
- イ 配管支持要領は、工事標準図に従って行ってください。
- ウ 重量物の吊りボルトは、コンクリート打設時に設置しておいてください。
- エ 振動を伴う機器・配管等の支持は、緩衝式金物を使用し、ボルトはダブルナット掛けをおこない、マーキングを行ってください。
- オ 管種・管径によって、吊り及び支持金物の仕様・支持間隔が違います。特記仕様書を確認の上で、施工してください。
- カ 支持金物・架台の角には、怪我をしないように面取り又はクッション材の取付をおこない、取付高さについても頭を打たぬ高さにするよう留意してください。
- キ 吊りボルトの余長が長い物は、切断してください。
- ク 冷媒配管は、自重による断熱材の食込み防止として、保護プレートを施した上で支持してください。

⑩ 埋設配管

- ア 配管は給水・排水・給湯・使用場所により、管種・防食・埋設深さが違いますので特記仕様書を確認してください。
- イ 土工事については、写真での確認となりますので、深さ等は箱尺又はリボンテープを当て埋設深さが判るようにしてください。また、栗石やクラッシャーランについてもスケールを当てて写真をとってください。
- ウ 敷地内の屋外埋設配管で、上水・雑用水・消火・油・ガス等は表示テープを1m間隔で3回巻きし、標識テープを敷設し、標示杭又は標示ピンを設置する事としておりますので、図面の確認を行ってください。
- エ コンクリート壁・床の埋設配管で、上水・雑用水・消火・油・ガス等は表示テープを1m間隔で3回巻きとしています。なお、雑用水以外の天井・PSなどの隠ぺい部の表示テープ巻きの間隔は2mとなっています。
- オ 公道部分の埋設配管は、福岡市水道局の「給水装置工事施工基準」に従って、敷設及び表示等を行ってください。
- カ 土間・コンクリート等に埋設される配管は、水圧テストをおこない漏水の有無を確認後、埋め戻ししてください。
- キ コンクリート床下に土中埋設する配管は、地盤沈下による破損防止のために、床配筋からの支持金物で支持してください。
- ク コンクリート内に埋設する給湯配管は、伸縮を吸収できるように曲部分に緩衝材を入れてください。
- ケ 埋め戻し時は、碎石等により管表面の防食テープを傷付けぬように注意してください。
- コ 埋め戻しは原則的に発生土としていますが、一部給排水管の敷き砂を、特記仕様書で指定している場合があります。また、管・防食被覆などの外面損傷の恐れがある場合は、配管の種別などに応じた適切な床付け面の処理を行ってください。この時、床土、床砂は敷きならしの上で管の浮き沈みが無いようにしてください。さらに、埋め戻し箇所は転圧し、綺麗に整地してください。
- サ コンクリート床・犬走り等の復旧は、解体時に鉄筋を切断した場合は復旧を行ってください。
- シ 掘削深さが1.5m以上となる場合は、矢板などによる土留め工事をおこない、その状況を写真に撮っておいてください。なお、矢板は深さにより木矢板・鋼矢板の施工がありますので監督員と打ち合わせの上で行ってください。
- ス 既存施設・公道などで掘削する場合は、埋設物の調査を十分におこなってから施工してく

ださい。調査は必要に応じてX線探査なども考慮してください。

⑪ 貫通部処理

- ア コンクリート壁・梁貫通部のスリーブ位置は、施工図を確認し確実に行ってください。
- イ 梁貫通孔の径は、梁せいの 1/3 以下とし、貫通孔の径がφ100 を超える場合は、開口補強について建築請負業者・監督員と協議を行ってください。
- ウ 梁貫通孔が並列する場合は、その中心間隔は孔の径の平均径の 3 倍以上としてください。
- エ 屋外・ピット内等の配管スリーブの大きさは、外径寸法+40mm 程度の大きさとし、勾配等がある場合は、余裕を考慮し、大きさ位置を決めてください。
- オ 外壁の地中部分等の水密を要する部分は、つば付鋼管スリーブを使ってください。
- カ 防火区画の貫通処理は、基準に適合するように行ってください。
- キ 土間スラブ貫通配管は、スリーブにより養生を行ってください。
- ク 鋼管がコンクリート部分を貫通する場合は、防食処理を行ってください。
- ケ 既存の壁床などを貫通する際は、電線管やガス管・給水管などが埋設されていないか、調査してから作業を行ってください。調査は必要に応じてX線探査も考慮してください。

(2) 空気調和換気設備

① 機器設備

- ア 空調機、換気扇の設置位置については、照明や防災設備との関連が出てくるので、関連業者と打ち合わせ、図面上でよく検討を行い、監督員の承諾を得て施工してください。この際、意匠上の視点だけでなく、冷暖房、換気にとって効果的な位置であるかどうか留意してください。
- イ 天井カセット型全熱交換器は、メーカーにより吹き出し方向が異なるので、設置にあたっては効果的な位置、方向となるよう留意してください。
- ウ その他は、前述 3. 機械設備工事 (1)給排水衛生消火設備 ① 機器設備の項を参照してください。

② 風道

- ア 工場製作のダクトは、吊り込む前にハゼ・リベット等の間隔を確認の上で取付てください。
- イ 風道内には、埃・ゴミ・不要物等が無いことを確認の上で連結してください。
- ウ フランジ部にパッキンが密着しているか、確認し本締めを行ってください。
- エ 外壁に開口または貫通するダクトは、雨水が室内側に流れ込まないよう外部側へ若干下り勾配をとってください。
- オ 風道外部には、用途・方向を表示してください。

③ 風道附属品

- ア 吹出口・吸込口の見えがかり部分は、黒色塗装を行ってください。
- イ 吹出口・吸込口のフィン向きは、調整を行ってください。
- ウ 外壁に取り付ける給排気口の取付位置に変更等が生じた場合は、敷地境界からの離れをチェックし、必要に応じて防火ダンパーの設置を確認してください。

④ 配管

配管については、前述「3. 機械設備工事 (1)給排水衛生消火設備 ③ 配管」の項を参照の他、下記の事項に注意してください。

- ア 冷媒配管は、極力鳥居や谷ができないように行ってください。
- イ 空調機のドレンは、原則として福岡市下水道排水設備技術基準にしたがって施工してください。
- ウ 銅管のろう付けは、窒素ガスを流しながら行ってください。

- エ 冷媒配管の接続終了後は、窒素ガスにより十分フラッシングをおこない、内部の異物除去を行ってください。
- オ 冷媒配管は、気密試験後・真空引きを十分おこない、内部の水分を完全に除去してください。
- カ ろう付け・溶接などの火気を伴う作業の時は、火災予防のために水バケツや消火器を用意してから行ってください。
- キ ドレン管にトラップを取り付けるときは、点検ができるようにしてください。

⑤ 配管附属品

配管附属品については、前述「3. 機械設備工事 (1)給排水衛生消火設備 ④配管付属品」の項を参照してください。

⑥ 計器

計器については、前述「3. 機械設備工事 (1)給排水衛生消火設備 ⑧計器」の項を参照してください。

⑦ 勾配、吊り金物及び支持金物

勾配、吊り金物及び支持金物については、前述「3. 機械設備 (1)給排水衛生消火設備 ⑨勾配、吊り金物及び支持金物」の項を参照してください。

⑧ 埋設配管

埋設配管については、前述「3. 機械設備工事 (1)給排水衛生消火設備 ⑩埋設配管」の項を参照してください。

⑨ 貫通部処理

貫通部処理については、前述「3. 機械設備工事 (1)給排水衛生消火設備 ⑪貫通部処理」の項を参照の他下記の事項に注意してください。

- ア 箱入れは、ダクト寸法+100mm程度の大きさで行ってください。
- イ 梁貫通スリーブは、管外径+保温厚み+40mm程度の大きさとし、勾配などがある場合はその余裕を考慮してください。
- ウ コンクリート貫通部のスパイラルダクトは、防食ビニルテープ巻きの上で補修をしてください。
- エ コンクリート貫通部(打ち込み含む)のダクト・ガラリについては、施工図作成の上で監督員と協議し、油脂、錆などを十分に除去し取り付けてください。

(3) 保温、塗装及び防錆、防食

① 保温

- ア 管の用途・施工場所によって、保温の仕様が違いますので特記仕様書を確認の上で行ってください。
- イ 土間や床の立ち上がり管は、保温材が吸水する恐れがあるので、保温材を100mm程度カットしてください。
- ウ はぜ及び端部は、シリコン系コーキング材でコーキングし、雨水等の侵入防止を行ってください。
- エ 保温施工の端部の菊座は、怪我をしないように滑らかに仕上げてください。

② 塗装及び防錆

- ア 管の用途・材質・施工場所によって、塗装の仕様が違いますので特記仕様書を確認の上で行ってください。
- イ 管の材質により、下地処理・塗料・塗装回数が違いますので特記仕様書を確認の上で行っ

てください。

ウ 火気及び火災などをおこさないよう十分注意し、また、塗料の付着した布片等で自然発火を起こす恐れがあるものは、作業終了後速やかに処理を行ってください。

エ 耐塩(重耐塩)仕様は、「日本冷凍空調工業会」(J R A)の仕様で行ってください。

オ コンクリート埋設部などの防食方法は、特記仕様書を確認してください。

カ 空調設備・給湯設備・中水道設備などは、保守管理面から識別塗装が必要となるので、監督員と協議を行ってください。

キ 重ね塗りをおこなう時は、乾燥期間を充分取ってから行ってください。

ク 耐候性塗装については、監督員と協議して使用してください。

(参考) J I S 品番

- | | | |
|-------------------------|---------------|-------------------------------------|
| ・ 素地ごしらえ用塗料(エッチングプライマー | (JIS k 5633)) | (調合ペイント塗りを施す亜鉛めっき面) |
| ・ さび止め塗料 (一般さび止めペイント | (JIS k 5621)) | 屋内のみ(亜鉛めっき以外の鉄面) |
| ・ // (鉛丹さび止めペイント | (JIS k 5622)) | 亜鉛めっき以外の鉄面 |
| ・ // (亜酸化鉛さび止めペイント | (JIS k 5623)) | // |
| ・ // (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント | (JIS k 5624)) | // |
| ・ さび止め塗料 (ソナミド鉛さび止めペイント | (JIS k 5625)) | // |
| ・ // (鉛酸カルシウムさび止めペイント | (JIS k 5629)) | 亜鉛めっき面 |
| ・ 中塗り・上塗り(合成樹脂調合ペイント | (JIS k 5516)) | アルミニウムペイント以外 |
| ・ // (アルミニウムペイント | (JIS k 5492)) | 亜鉛めっきを施した以外の支持金物及び架台類・蒸気管及び同用継手(黒管) |

ケ シックハウス対応塗料を使ってください。(フォースター確認(F☆☆☆☆)電気設備工事仕様に合わせてください。)

③ 防食

ア 配管に防食材を巻く場合は、しわ・空気の巻込み・巻残し等による隙間及び埋戻し作業による損傷等が生じないように注意してください。

イ 防食テープを巻く場合は、配管の汚れ・付着物等の除去を入念に行ってください。

ウ 既設のV D管からの分岐部分の防食は、ペトロラタム系防食テープとブチルテープ巻きで施工してください。

エ コンクリート貫通部のスパイラルダクトは、防食ビニルテープ巻きの上で補修をしてください。

(4) 自動制御設備

① 自動制御装置

ア 温度・湿度・圧力検出器・調節器などは、用途により仕様が違いますので図面・特記仕様書を確認してください。

イ 室内型温・湿度検出器及び調節器は、空気の正常な監視が出来る場所、床から1.5mの位置に設置してください。なお、直射日光・すきま風・気流の吹出口・外気に面した壁面・振動などの影響がある場所は避けてください。

ウ ダクト挿入取付台の裏側には、結露防止のため保温材を充填してください。

エ 配管挿入形の検出器は、流体からの衝撃・摩擦を避けるとともに有効に温度等の検出をおこなうために流体に対向させて設置してください。

② 制御盤

ア 基礎の位置・大きさは、維持管理・点検スペースを考慮し、早めに関連工事業者と打ち合わせを行ってください。

イ 盤内配線は整然と処理し、端子台等には名札に番号等を記入してください。

- ウ 据え付け後、引き渡しまでは汚損・破損しないように十分注意してください。
- エ 盤内部は綺麗に清掃してください。
- オ 盤仕上げ塗装の剥離箇所がある場合は、タッチアップを行ってください。
- カ 自立形の盤などは、頂部に振れ止めを施してください。
- キ 盤には、工事件名のほか、製造業者名、施工業者名、施工年月等公共建築工事標準仕様書 第2編電力設備工事第7節分電盤の表示による銘板を取付けてください。
- ク 盤類については、電気設備工事の仕様に合わせてください。

③ 中央監視制御装置

- ア 既設との取り合いが必要な場合は、事前に監督員と協議を行ってください。
- イ 関連工事の電気設備・防災設備などの監視・制御が含まれていないか、早めに仕様書・図面を確認し、監督員と協議を行ってください。
- ウ 将来の監視窓・監視点数の増設対応は必要ないかなど、監督員と早めに協議を行ってください。

④ 計装機材

- ア 配線配管は、電気設備技術基準、内線規程、電気設備工事共通仕様書などにに基づき、JIS規格の材料を使用して行ってください。
- イ 配線経路は、保守管理、点検、修理に便利で誘導障害の起さない場所に布設してください。
- ウ 電線管の曲げ半径は、管内径の6倍以上としてください。
- エ 管路が30mを越える場合又は施工上必要とする場合はプルボックスを設けてください。
- オ 屋外に設置するプルボックス・ジョイントボックスは、防水構造を使用し、底部には水抜き穴を設けてください。
- カ コンクリートに埋設する場合電線管外径寸法は、コンクリート厚みの1/4以下(呼称31以下)で行ってください。
- キ コンクリート被り厚は30mm以上で行ってください。
- ク 機器への接続は、振動をさけ、配線を自在にするために2種金属製可とう電線管で行ってください。
- ケ ケーブルの接続はボックスの内で行ってください。
- コ ケーブルが防火区画を貫通する箇所の施工方法は、(財)日本建築センターの性能評価を受けた工法で行ってください。
- サ 電線管の端口は、なめらかにしケーブルの引き替えなどの際に被覆を損傷しないようにしてください。

⑤ 資材(機材)の試験

- ア 資材(機材)は単体試験の他総合的な試験をおこない、監督員が指定する場合を除きメーカーの指定する試験報告書をまとめておいてください。

(5) 試験、調整

① 給排水衛生消防設備

ア 試験

- ・ 給水・給湯・消火配管・雑用水の水圧試験、通水試験、誤接合の確認
(雑用水配管の誤接合の確認方法) 雑用水系統の水を着色し、上水・雑用水配管の系統ごとのバルブを閉止させ、各々出水確認を行い、誤接合がないことを確認
- ・ 排水配管の満水試験、通水試験、誤接合の確認
- ・ 給湯熱源機器の保安機器作動試験
- ・ 浄化槽の満水、機器類の水圧作動試験

- ・盤類の作動、絶縁抵抗、耐電圧試験
- ・給水の水質試験(残留塩素・pH)

イ 動作確認

- ・ポンプ類の起動、停止、追従、騒音、振動、水量、圧力、電流、インターロック
- ・給湯熱源機器の着火、消火、停止、騒音、振動、給湯量、給湯圧
- ・送風機、換気扇類の起動、停止、騒音、振動、風量、静圧、電流
- ・各計器の指示値

ウ 調整

- ・タンク・FV類の流出量、貯留量、電極位置
- ・ポンプの起動・停止水位
- ・給湯設備・配管、自動制御機器の機能上の総合調整

エ 点検

- ・機器・タンク類の据え付け状態の再点検
- ・タンクの水張り、ブローによる清掃
- ・排水配管、排水枳の清掃、流末の点検

② 空気調和換気設備

ア 試験

- ・冷媒配管は、気密試験＋真空引き乾燥を行ってください。なお、室外機のサービスバルブが設計圧力に耐えられない場合はラインを切り離して行ってください
- ・熱源機器の保安設備作動試験
- ・送風設備の気密試験、ダクト設備ダンパー作動試験
- ・配管設備の気密試験及びバルブの作動試験
- ・各機器のインターロック作動試験
- ・熱源機器・送風設備・配管設備の総合試験
- ・自動制御設備の警報、遮断、発停試験
- ・フロン冷凍設備の気密試験
- ・地震感知装置による各機器の作動試験
- ・燃焼状態監視装置による各機器の作動試験
- ・空調機のリモコン作動

イ 調整

- ・吹出口・吸込口における風量、風速、方向
- ・自動制御機器・熱源機器・送風設備・配管設備の機能上の総合調整

ウ 点検

- ・機器類・防振架台類の据付状況の再点検(防振架台の固定金物の取外し)
- ・配管附属品・風道附属品(防火ダンパー含む)の取付状況の再点検
- ・送風機連続運転によるダクト内部の清掃(室内の清掃前に実施)
- ・タンク類の水張り、ブローによる清掃
- ・冷温水配管・冷却水配管の水張り、連続ブローで清掃
- ・冷却塔・送風機・空気調和機・全熱交換器類の内部清掃
- ・各ストレーナーの清掃
- ・配管内のエア抜き、弁の開閉操作の点検と設定
- ・空気調和機の内部清掃、ドレン排水、排水口の確認

- ・ファンコイルのドレンパン清掃+

エ 測定

- ・吹出口・吸込口における風量、風速、方向
- ・熱源機器類の出力
- ・各室、外気の温湿度
- ・屋外設置機器の騒音測定(暗騒音を含む)

第4節 工事写真

Ⅰ 工事写真撮影要領

工事写真は、請負契約の適正な履行を確保するため、工事等の経過について適切に記録することを目的として、下記要領等に基づき撮影・整理・提出してください。

請負代金額には、工事写真に要する諸費用が含まれていますので、受注者は判断の基礎となり得る写真を作成する義務を負っております。また、工事写真は、契約図書に基づき、工事等が適正に施工されたことを第三者に証明する資料となります。そのため、工事等の進捗によって不可視となる箇所及び仮設物等で後日確認が困難となるものについては特に重要となります。

参 照

福岡市建築・設備工事写真撮影要領（制定：平成13年4月）改訂：令和7年4月

第5節 検査

I 検査の種類

(1) 検査員検査

- ① 完成検査 : 工事完成後に受ける検査です。
- ② 指定部分完成検査 : 指定部分工事の完成後に受ける検査です。
- ③ 部分払い検査 : 工事途中で部分払いを申請する場合の検査です。
- ④ 中間確認検査 : 工事途中での性能検査及び部分使用する場合の検査です。
- ⑤ 施工確認検査 : 工事途中における施工状況(工事に必要な書類を含む)を確認する検査です。低価格入札で調査を受けた工事は必ず実施します。
- ⑥ 中間技術検査 : 設計金額が1億円以上の工事について、工事の品質を確保するために工事途中に行う検査です。

(2) 監督員検査(社内の自主検査後に実施します。)

- ① 立会検査 : 施工後検査が不可能もしくは困難な場合に、工期の途中でおこなう確認検査です。
- ② 施工状況の検査 : 一工程が完了した後に行う確認検査です。

(3) 自主検査(受注者が社内で自主的に行う確認検査です。)

- ① 資材(機材)の検査 : 設計図書に指定されたものであることを確認する検査です
- ② 施工の検査 : 一工程が完了した後に行う検査です。
- ③ 下検査 : 工事竣工直前に行う社内検査です。社内検査では、外観検査のみでなく、各設備の機能検査はもとより、警報等はあらゆる場合を想定して動作確認をしてください。

2 検査課検査を受ける場合の注意事項

(1) 準備・確認等

- ① 施設管理者へ検査日、検査内容を事前に連絡(停電・断水等の有無、解錠の手配等)をしてください。
- ② 検査当日は、早めに来て準備してください。
- ③ 下請業者(防災消防設備、通信設備、計装設備等)への立会を再確認してください。
- ④ 書類検査する場所を確保してください。
- ⑤ 各測定器具(絶縁抵抗計・接地抵抗計・極性試験器等・検相器・水圧測定器・水圧計・満水試験器・風量測定器・柄付鏡等)を準備してください。
- ⑥ 脚立、懐中電灯、スリッパ、トランシーバー等を準備してください。
- ⑦ 各部屋のカギを借りて、開けておいてください。
- ⑧ 工事の規模に応じて、現場代理人以外に連絡、試験、測定、検査個所の開放、復旧する人をそれぞれ配置してください。
- ⑨ 計器類は、バッテリー、リード、ゼロ点調整等が良好なものを使用してください。
- ⑩ 電気主任技術者、警備業者等の必要な箇所への連絡をしてください。
- ⑪ 雑用水はブルーレット等で着色しておいてください。

※着色は、予め末端まで着色した水が出るようにしておいてください。(水が回るのには時間がかかります)。

(2) 概要説明

- ① 最初に契約図面を用いて工事概要を説明してください。
- ② 次に図面を用いて検査順及び経路を説明して検査員の了解を得てください。なお、検査員より指示があった場合はその指示に従ってください。
※なお、検査を効率的に進めるため、検査当日のスケジュールを担当者より指示された場合は、予め作成してください。

(3) 検査範囲

施工範囲以外であっても、以下のような場合は検査対象となります。

- ① 増改築等で既設主装置が施工範囲外でも、それらの主装置から信号、制御をおこなう場合は主装置も検査の対象となります。
- ② 自動制御装置などの主装置を取替えた場合は、主装置から信号、制御をおこなう既設の空調設備、風道附属全てが検査の対象となります。

(4) 持参書類

契約図面、承諾図、完成図書（試験成績書・ミルシートを含む）（製本が間に合わない場合は、バラバラでもよいが、全て持参してください。）、工事打合せ簿、建設副産物関係書類、CORINS 実績登録（受注時、変更時、訂正、削除及び完成時のうち、該当する場合のみ。）、退職金関係書類書類、安全管理書類等を持参してください。

(5) 手直し

- ① 検査中における手直し事項は、その都度メモして書類検査中に清書し検査員に提示してください。
- ② 手直しを指摘された箇所は、検査終了後速やかに手直しを行い、「検査員指摘事項完了報告書」（様式集 完成時）、または「修補完了届」（様式集 完成時）を提出してください。
※どちらの様式を使用するかは、検査員の指示に従ってください。
- ③ 手直し工事写真は手直し前と手直し後が明確に分かるように前後を撮影し、清掃、塗装等は手直し中を撮影してください。

3 工事成績評定（当初の契約金額が 500 万円を超えるもの）

「福岡市工事成績評定要領」に従い、工事特性等に応じた評価を行っております。

(1) 評定項目

評 定 項 目	内 容 1	内 容 2	内 容 3	内 容 4
施工体制	施工体制一般	配置技術者		
施工状況	施工管理	工程管理	安全対策	対外関係
出来高及び出来栄	出来形	品質	出来栄え	
工事特性	※工事特性、創意工夫、社会性については工事完了時まで、所定の様式で提出することが出来ます。			
創意工夫				
社会性等				

(2) 評定の結果通知及び説明請求等

- ① 市長は工事完成検査後、工事受注者に対して、工事成績評定結果を遅滞なく通知します。
- ② 工事受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日（休日を含む）以内に、書面により市長に対して評定の内容について説明を求めることができます。それに対し、市長は書面により回答をおこないます。

第6節 完成図書

1 構成

完成図書の構成は以下の通りとします。ただし、特記仕様書において、別途定めるものについてはこの限りではありません。

提出物		設計金額（税込み）		提出 部数
		右記以外	電気・管 （A～B 等級）	
一般 営繕	完成図	電子データ	電子データ	1 部
	図面データリスト	電子データ	電子データ	1 部
	保全に関する説明資料	紙又は電子データ（※2）	電子データ（※2）	1 部
	施設台帳	電子データ	電子データ	1 部
市営 住宅	完成図	電子データ	電子データ	1 部
	図面データリスト	電子データ	電子データ	1 部
	保全に関する説明資料	紙又は電子データ（※2）	電子データ（※2）	1 部
準拠図書		本手引き（※1）	電子納品の手引き	

※1：特記仕様書で電子納品対象工事の指定がある場合は、「福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）」に基づき、完成図書を作成すること。

※2：保全に関する資料のうち、取扱説明書等の紙で作成されたものは紙で提出することも可とする。ただし、紙と電子データが混在する場合は、保全に関する資料の提出方法が分かるように、一覧表を作成の上で電子データの一部として納品すること。

2 作成方法

完成図書の作成方法は以下の通りです。ただし、予定価格が電気（A～B 等級）、管（A～B 等級）の工事又は特記仕様書で電子納品対象工事の指定がある工事においては、「福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）」に基づき、完成図書を作成してください。

(1) 完成図

発注者から供与された発注図（CADデータ）をもとに、施工に伴い相違が生じた部分の修正を行い、余白部に「受注者名」、「完了年月」及び「完成図である旨」を記載ください。また、図面ファイルは原則 SXF（sfc 形式）ファイルで提出してください。

(2) 保全に関する資料

保全に関する説明資料の内容は、次のとおりとする。なお、予定価格が電気（A～B 等級）、管（A～B 等級）の工事以外で紙で提出する際は、「完成図書引渡書」（様式集 完成時）を参考に表紙を作成してください。また、作成に当たり監督職員と提出書類に関する協議を行ってください。

- ・ 主要機器類の連絡先一覧表
- ・ 予備品・工具一覧表
- ・ 鍵一覧表
- ・ 関係官公署届出書類控・検査済証
- ・ メーカーによる機器類試験成績書
- ・ 現場試験成績書（試運転記録）
- ・ 機器の保証書
- ・ 機器取扱説明書及び保守に関する説明書
- ・ 完成図面
- ・ 機器完成図
- ・ 施工図

(3) 施設台帳

受注者は、福岡市財政局アセットマネジメント推進部作成の「施設台帳（電子データ）作成要領（設計・工事編）」を基に作成してください。

(4) その他

必要に応じて、次の一覧表を作成ください。

- ・ 図面データリスト（様式集 完成時）
※全ての工事で作成してください。
- ・ 保全に関する資料の提出方法一覧
※保全に関する資料で電子データと紙が混在する場合は作成してください。

3 提出方法

(1) 電子データ

CD-R、DVD-R、BD-R にて提出してください。

詳細は電子納品の手引きを参照ください。

第7節 特定機器の取扱い

I PCB使用電気機器

(1) 定義

「PCB使用電気機器」とは、PCBを含有する絶縁油を使用した安定器、変圧器、コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、及び放電コイルをいいます。

また、「変圧器等」とは、変圧器、コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、及び放電コイルをいいます。

(2) 工事受注者の責務

工事受注者は、請負った改修工事で生じた撤去品の中から、PCB使用電気機器の「判別」、「整理」、及び「引渡し」を行なうものです。

(3) PCB使用電気機器の判別

① 照明器具 安定器

撤去した照明器具（白熱灯は除く）について、「PCB使用電気機器判別表（I）」（様式集 完成時）に必要事項を記入してください。。照明器具を撤去する場合は、含有の有無に関わらず、「PCB使用電気機器判別表（I）」の提出が必要となります。

② 変圧器等

特記仕様書にPCB含有試験に関する記載がある場合は、「PCB使用電気機器判別表（2）」（様式集 完成時）に必要事項を記入してください。

(4) PCB使用電気機器の整理

① 照明器具 安定器

PCB使用部品（安定器、又はコンデンサー）のみ照明器具から取り外し一括してビニール袋に入れ、プラスチック製の容器に収めてください。

そして「PCB使用電気機器保管ラベル」（様式集 完成時）に必要事項を記入し、これをビニール袋に入れた後収納容器に貼り付けてください。

② 変圧器等

PCBを使用した変圧器等は受変電設備から取り外した後、「PCB使用部品保管ラベル」（様式集 完成時）に必要事項を記入し、これをビニール袋に入れて変圧器等に貼り付けてください。

(5) PCB使用電気機器の引渡し

工事受注者は、前項で示す必要な措置を講じたPCB使用電気機器を、「現場発生品調書」（様式集 施工中）に品名、数量を明記して建築物の管理責任者に引渡すものとします。

教育委員会所管の学校施設から発生したPCB使用電気機器については、教育委員会教育環境部施設課長に引渡すものとします。

(6) PCB使用電気機器の取り扱いの注意

PCB使用電気機器を取り扱う時は、PCB油が飛散しないように、また身体に付着しないように十分に注意してください。

万一、身体に付着したときは、植物油（オリーブ油、椿油等）を脱脂綿につけて軽く拭きとった後、石けんでよく洗ってください。

(7) 完成時における提出書類

工事受注者は、工事完成時に次の書類を監督員に提出し、またその写しを竣工図書に綴るものとします。

- ・ P C B使用電気機器判別表（様式集 完成時）
- ・ 現場発生品調書（様式集 施工中）

監督員は、工事受注者から受け取った上記書類を工事依頼課に引渡すものとする。

2 フロン類使用機器

(1) 定義

「フロン類使用機器」とは、CFC・HCFC・HFCを冷媒ガスとして使用する空調機・冷蔵庫などの機器をいいます。

関連法規としては、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）と、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）」（フロン排出抑制法）があり、対象・処理方法が違うので注意してください。

① 家電リサイクル法の対象（空調機の場合）

- ・ 室内機形状が壁掛け型、床置き型、窓型のルームエアコン、全kWが対象（マルチ含む）

② フロン回収破壊法の対象（空調機の場合）

- ・ 室内機形状が壁埋込型・天井カセット・天吊り型・天井埋込型のルームエアコン及びパッケージエアコン全機種

※4～6kWは、ルームエアコン、パッケージエアコンが混在しているため、室外機の銘板をみて判別してください

(2) 機器の処分方法

① 家電リサイクル法対象機器

- ・ 回収協力店(ベスト電器㈱・ヤマダ電機㈱)がリサイクルを行います。回収協力店に引き渡しを行ったことを証明する書類を、工事完了時に提出してください。

② フロン回収破壊法対象機器

ア フロン回収破壊法に基づき、第一種フロン類充填回収業者（都道府県知事の登録制）を経由し、フロン類破壊業者（主務大臣の許可制）に破壊させてください。

イ 適正に処理されたことを証明するため、工事受注者は、工事完成時に次の書類を監督員に提出し、またその写しを完成図書に綴ってください。

(ア) フロン類回収実績報告書(様式集 完成時) (回収状況写真添付)

(イ) 撤去フロン類使用機器一覧表(様式集 完成時)

第8節 契約不適合

Ⅰ 契約不適合点検

(1) 趣旨

契約不適合点検は、福岡市事務分掌規則第18条の規定により財政局が施工した工事で、既に引渡し完了している建築物及びこれに付帯する施設並びに設備機器類（以下「建築物等」という。）について、建設工事請負契約書第43条の規定に基づき、契約不適合の有無を確認するために行います。

(2) 範囲

契約不適合の範囲は、建設工事請負契約書第43条第1項による範囲とします。

(3) 対象工事

契約不適合点検の対象工事は、原則として財政局が施工した下記の工事のうち、建物責任者から依頼があった工事とします。ただし、特別な理由があるときはこの限りではありません。

- ① 新築、増築、改築に係る建設工事（これに伴う付帯工事及び設備工事を含む。）。
- ② 大規模な改修工事等で請負金額が5,000万円を超えるもの。

(4) 契約不適合点検

契約不適合点検は、点検員が建設工事請負契約書、仕様書、設計書、図面等の書類と建築物等を照合して修補の必要の有無を判定するものです。

(5) 契約不適合点検の期限、時期

契約不適合点検の期限は、建設工事請負契約書第43条第2項に定める、かし担保の期間内とし、点検の時期は工事毎に工事担当課長が定めて、連絡します。

(6) 契約不適合修補

受注者は、契約不適合修補の指示を受けた期限内に修補を完了し、工事監理受託業者及び主管局(施設管理者)の確認を受けた後、契約不適合修補完了届(様式集 完成時)を点検員に提出してください。

建築設備工事施工の手引き

令和 8 年度版
(令和 8 年 8 月)

福岡市財政局技術監理部技術監理課

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

TEL 092-711-4844

FAX 092-733-5767

gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp

工事関係書類一覧【現場着事前】

種別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考	
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
											監督 職員
共通	0	工事打合せ簿	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	00	○	○	○			
契約前	1	通知書(おそれ情報)	建設業法第20条の2第2項	—	01		○	○		工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときに提出すること。	
契約	契約書	2 工事請負契約書	契約事務規則第28条1項	—	—	○	○			受注者が製本すること。	
		3 請書	契約事務規則第28条2項	—	—		○			契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴すること。	
		4 見積書	契約事務規則第28条3項	—	—		○			契約金額が10万円以下の場合は「見積書」をもって契約書にかえることができる。	
		5 共通仕様書	—	—	—	○					
	設計 図書	6 特記仕様書	—	—	—	○					
		7 契約図面	—	—	—	○					
		8 現場説明書	—	—	—	○					
		9 質問回答書	—	—	—	○					
	契約 関係	— 着手届	【提出不要】	—	—						令和7年4月1日以後に締結される契約は提出不要とする。
		10 現場代理人等通知書・現場代理人等変更通知書	工事請負契約書第10条1項	—	02		○	○			配置予定技術者調査がある場合は、当該調査に記載のある技術者と同一であること。
		11 経歴書	—	—	03		○	○			「現場代理人等通知書」、「現場代理人等変更通知書」とともに提出すること。
		— 現場代理人の雇用を証する書面	【提出不要】	—	—						
		— 技術者の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	—	—						
		— 請負代金内訳書	【提出不要】	—	—						特記仕様書で適用除外とする。
		12 工程表・変更工程表	工事請負契約書第3条1項	—	04		○	○			・特記仕様書に定めのある場合のみ提出すること。 ・工期を契約変更した時も同様とする。
		13 建設業退職金共済制度 関連資料	掛金収納書提出用台紙	—	・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号) ・建設業退職金共済制度 事務処理の手引き ・施工の手引き	05		○	○		・証紙貼付方式による場合に提出すること。 ・契約締結後、1ヶ月以内に提出すること。 ・掛金収納書を提出できない事情がある場合、理由を記載し提出すること。
			掛金収納書			—		○	○		・証紙貼付方式による場合に提出すること。 ・契約締結後、1ヶ月以内に提出すること。 ・当初に証紙購入の場合、上記台紙に掛金収納書を貼り付けし、提出すること。
			掛金収納書(電子申請方式)			—		○	○		・電子申請方式による場合に提出すること。 ・契約締結後40日以内に提出すること。
	14 監督員通知書	工事請負契約書第9条1項、3項	—	06	○					2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。(例:総括監督員、委託監督員)	
	前金払	15 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	施工の手引き	07		○	○		【対象】 契約金額が100万円を超える契約	
		16 保証事業会社の保証証書			—		○	○		※請求書の様式は、様式07の内容を満たせば別様式での提出も可とする。	
	工事	電子 納品	17 工事概要	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き 建築・設備工事編	08		○	○		【対象】 電子納品対象工事(手引き参照)
18 事前協議チェックシート(工事情報共有・電子納品)			特記仕様書	・福岡市電子納品の手引き 建築・設備工事編 ・工事情報共有システム運用ガイドライン	09					【対象】 電子納品対象工事(手引き参照) 情報共有システム活用工事(手引き参照)	
建設 副産物		19 建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	施工の手引き	10 (建築物安全推進課様式)	○				【対象】 ・監督職員は、工事の着手前に、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知すること。 ・監督職員においては、契約内容に変更が生じ本項が該当となった場合は、すみやかに手続きを行うこと。	
		20 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	—	—	—					資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、計画すること。	
			再生資源利用計画書	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	10		○	○		・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する全ての工事とする。 ・「建設副産物情報交換システム」による入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
			再生資源利用促進計画書	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	11		○	○		・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する全ての工事とする。 ・「建設副産物情報交換システム」による入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
			再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 ※再生資源利用促進計画書の添付資料	建設案に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項	再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について(R5.3.31国土交通省事務連絡)	12		○	○		・建設発生土を500m ³ 以上搬出する工事が対象とする。 ・国土交通省ホームページに参考記載例あり。
			建設発生土受入承諾書	—	施工の手引き	13		○	○		

工事関係書類一覧【現場着手前】

種別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考	
							発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
												監督 職員
工事	地下埋設	21	地下埋設物確認書	・特記仕様書 (平成24年1月19日)地下埋設物事故の再発防止対策の強化について(通知)	—	14		○	○			
	その他	22	コリンズ(CORINS)登録内容確認書	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	—		○		○	【対象】 請負金額500万円以上の工事。契約変更で500万円以上になった場合も対象。 ・受注時、変更時及び完成時は、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録。※工事契約日、変更日を含み10日以内とする。	
	その他	23	道路使用許可証	・道路交通法第77条 ・道路交通法第78条 ・道路交通法施行規則第10条 ・福岡県道路交通法施行細則第22条	—	—		○		○	【対象】 道路における工事または作業 ・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。	
		24	特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項)	・特定建設作業のしおり ・施工の手引き	15 (環境保全課)		○		○	特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く7日前)までに、当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。	
		25	アスベスト関連	—	—	—						
			解体等工事に係る事前調査説明書面	大気汚染防止法18条の15及び石綿則第4条の2	アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書	(環境保全課参考様式)		○	○		・受注者は発注者に結果を書面で説明すること。書面の写しを受注者で保管すること。 ・様式は下記URLを参照 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/001.html#mark01	
			事前調査結果報告	大防法第18条の15及び石綿則第4条の2	アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書	—		○		○	・報告要件に該当する工事は、「石綿事前調査結果報告システム」(Gビズ)により所轄労働基準監督署及び福岡市環境局に報告する。	
			特定粉じん排出等作業実施届出書	大気汚染防止法第18条の7	アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書	(環境保全課様式)	○			○	・届出要件に該当する工事は作業開始の14日前までに福岡市環境局へ提出すること。 ・様式は下記URLを参照 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/001.html	
			建設工事計画届	労働安全衛生法第88条3項	—	(労基署様式)		○		○	届出要件に該当する工事は作業開始の14日前までに所管労働基準監督署へ提出すること。	
		特定粉じん排出等作業計画	大気汚染防止法16条の4及び石綿則第4条	アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書	—		○	○		・作業開始前までに作成すること。 ・法令に定める記載事項を満たす施工計画書でも可とする。		
		26	建築物除却届	建築基準法第15条第1項	—	(建築指導課様式)		○		○	・市内で、床面積が10平方メートルを超える建築物を除却する工事とする。 除却工事着手前日までに提出すること(計画通知で届出がある場合除く) ・様式は下記URLを参照 https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kenchikushido/life/jyokyakutodoke.html	
		27	建築主等の変更届(工事施工者)	福岡市建築基準法施行細則第6条	—	(建築審査課様式)	○			○	・計画通知書案件で、工事施工者が決定した際は、届出を行うこと ・様式は下記URLを参照 https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/shinsa/life/syosiki.html	
	施工計画	28	施工計画書 (総合施工計画書) (各工種別施工計画書)	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	16		○	○		・作成方法は施工の手引きを参照すること。 ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要とする。 ただし、内容の変更が生じた場合は、随時、該当箇所の修正版を提出すること。	
	承諾	29	承諾図(施工図)	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	—		○	○		・施工図の対象については監督員と協議のうえ決定すること。 ・承諾図については、提出を要する電気設備工事機材名及び機械設備工事機材名に記載がある機材に関しては提出すること。	
		30	使用資材一覧表	特記仕様書	—	17		○	○		・使用する機器、資材について記入して提出すること。 ・地場中小企業者の受注機会の増大を図る目的で導入。特段の理由がない限り、地場企業資材・製品を使用すること。	
	建設副産物	31	産業廃棄物処理計画書	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条	・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課) ・施工の手引き	18		○	○		【対象】 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。 ・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。 ・提出は下記UURLを参照 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/life/023.html	
		32	産業廃棄物処理委託契約書	・産業廃棄物処理委託契約書 ・公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	—		○		○	現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。	

工事関係書類一覧【現場着手前】

種別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示	
工 事	33	施工体制台帳	・建設業法 第24条の7第1項 ・入札適正化法 第15条第1項、第2項 ・公共建築工事標準仕様書	・よくわかる建設業法（九州地方整備局） ・施工の手引き	19 （国土交通省）		○	○	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 ・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。	
		契約書の写し （発注者⇄元請）	建設業法施行規則第14条の2第2項第一号	—	—					鑑の写しのみ。変更請書の鏡の写しは不要とする。
		契約書の写し （元請⇄全下請）	建設業法施行規則第14条の2第2項第一号	—	—					①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書 ③注文書・請書＋基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※建設業法第19条第1項の項目は必ず記載。
		建設業の許可証（写）	【提出不要】	—	—					元請、下請ともに不要。
	34	施工体制台帳								
		元請・主任技術者または監理技術者の資格を証する書面	建設業法施行規則第14条の2第2項第二号	—	—					国家資格等を保有していない場合は実務経験証明書を添付すること。
		監理技術者資格者証の写し	建設業法第26条第6項	—	—		○		○	【対象】 監理技術者を選任する工事で、発注者から請求があった場合に提示すること。
		元請・主任技術者または監理技術者の雇用を証する書面	建設業法施行規則第14条の2第2項第二号	—	—					雇用関係を確認する方法は以下の通り。 ・監理技術者資格証 ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所属会社の雇用証明書 ・上記に準ずる資料 ・健康保険被保険者証（有効期限内のもの）
		元請・監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面	建設業法施行規則第14条の2第2項第三号	—	—					・監理技術者補佐資格を有することを証する書面の写し。 ・健康保険等の写し（3ヶ月以上の雇用関係が必要） ・監理技術者補佐を置いた場合に添付。
		元請・専門技術者の資格及び雇用を証する書面	建設業法施行規則第14条の2第2項第四号	—	—					・主任技術者資格を有することを証する書面の写し ・健康保険等の写し（3ヶ月以上の雇用関係が必要） ・専門技術者を置いた場合に添付。
		上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	—	—					元請、下請ともに不要とする。
		作業員名簿	建設業法施行規則第14条の2第1項第二号ナ	—	20 （国土交通省）					
		再下請負通知書	建設業法 第24条の8第2項	—	21 （国土交通省）					
		契約書の写し（下請⇄下請）	建設業法施行規則第14条の4第3項	—	—					①契約書 ②注文書・請書＋基本契約書 ③注文書・請書＋基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※建設業法第19条第1項の項目は必ず記載。
		外国人就労関係書類	【提出不要】	—	—					
		厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し （元請・下請）	【提出不要】	—	—					
		警備業者関係書類	【提出不要】	—	—					警備会社認定書、警備員名簿、教育実施状況、交通誘導警備業務合格書
	35	施工体系図	・建設業法 第24条の7第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・公共建築工事標準仕様書	・よくわかる建設業法（九州地方整備局） ・施工の手引き	22 （国土交通省）		○	○		工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。
	36	統括安全衛生管理義務者の指名及び通知	労働安全衛生法第30条第2項	—	23	○				
	37	統括安全衛生管理義務者の同意について	労働安全衛生規則第643条第1項	—	24		○	○		
	38	技能士通知書 （建築工事）	公共建築工事標準仕様書（建築）	—	25		○	○		
	39	技能士の資格を証明する資料 （建築工事）	公共建築工事標準仕様書（建築）	—	—		○	○		
	40	地場企業下請不使用理由書	特記仕様書	—	26		○	○		下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出すること。
	週休2日	41	計画・実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	27		○	○	週休2日実施工事の場合、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表をとりまとめ、実施計画書を作成し提出すること。 工程表など、他の書類で確認できる場合は省略可とする。

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考	
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
											監 督 職 員
共通	0	工事打合せ簿	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	00	○	○	○			
工 事	施工 管理	1 関係機関協議資料 (許可・承諾等の資料)	・特記仕様書 ・公共建築工事標準仕様書	—	—		○		○	許可、承諾等を得た資料は、提出ではなく提示で可。(道路使用許可証の写し等)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出すること。	
		— 安全教育訓練出席者名簿	【作成不要】	—	—					出席者の自筆記名や押印は不要とする。	
		2 安全・訓練等の実施報告書	・労働安全衛生規則 第635条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.6(5) (H7.4.21 基発第267号通知)	—	01		○		○	・災害防止協議会(安衛法第30条第1項、安衛則第635条)、安全衛生協議会(安衛法第30条、安衛則第635条、共通仕様書1-1-1-26-13)。 ・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に対象。 ・災害防止協議会、安全衛生協議会、安全・訓練等の議事録表紙として使用できる。	
		3 足場等の点検記録	・労働安全衛生規則 第567条、第568条、第575条の8 ・公共建築工事標準仕様書	—	—		○		○	足場(安衛則第655条(注文者)、第567条(事業者))、つり足場(安衛則第568条(事業者))、作業橋台(安衛則第655条の2(注文者)、第575条の8(事業者))が該当する。	
		4 安全巡視、TBM、KY等の記録	—	—	—		○		○	安全巡視は、安衛則第637条で定められている。	
		5 新規入場者教育の記録	・労働安全衛生規則 第35条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.9、14(8) (H7.4.21 基発第267号通知)	—	—		○				
		6 使用機械、車輛等の点検整備等の記録	労働安全衛生法 第45条	—	—		○		○		
	7 災害防止協議会(又は安全衛生委員会)への参加	労働安全衛生法第30条第2項	—	02	○				後発工事等の受注者に対して、災害防止協議会(又は安全衛生委員会)への参加を通知すること。		
	事故	8 事故速報		施工の手引き	03	○	○	○		・事故が発生した場合、電話等により直ちに報告すること。 ・概要について事故速報により整理・提出すること。 ・必要に応じて第2、第3報を提出すること。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)	
		9 事故報告書	・福岡市公共工事にかかる事故報告要領 ・公共建築工事標準仕様書		04		○	○		・最終報告で事故報告書を提出すること。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)	
		10 報告書(監督担当課の見解)			05	○				・工事担当課は、「事故報告」について事実確認のうえ、「報告書(監督担当課の見解)」を作成し、事故報告書(写し)とともに技術監理課へ速やかに送付すること。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)	
	工程 管理	11 工事履行報告書	工事請負契約書第11条	—	06		○	○		・工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。 ・実施工程表や週間工程表など、これに代わるものが提出された場合は提出不要とする。	
		12 作業日報	福岡市請負工事監督規定第10条	—	—		○		○		
契 約	中間 前金払	13 中間前金払認定請求書	・工事請負契約書第34条の2第2項 ・前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課) ・施工の手引き	07		○	○		【対象】 前払金を受けた後、工期が3ヵ月以上で次の要件のいずれにも該当する契約 ①工期(2年以上にわたる契約については、当該年度の工期)の2分の1を経過している。 ②工程表により工期(上記同)の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。 ※請求書の様式は、様式09の内容を満たせば別様式での提出も可。		
		14 工事履行報告書及び工程表		—		○	○				
		15 中間前金払認定調査		08 (契約課)	○						
		16 請求書(中間前金)		09		○	○				
		17 保証事業会社の保証証書		—		○	○				
	指定 部分 完成 検査	18 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	・検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課) ・施工の手引き	10		○	○		【対象】 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(指定部分)がある工事。 ※請求書の様式は、様式09の内容を満たせば別様式での提出も可。	
		19 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項		11		○	○			
		20 請求書			09		○	○			
	出来高 (部分 払) 検査	21 部分払申請書	・工事請負契約書第38条2項 ・福岡市検査規程第3条	・部分払取扱要領(H13.4一部改正 検査課) ・前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課) ・施工の手引き	12 (検査課)		○	○		【対象】 契約金額が300万円を超え工期が3月以上でかつ、出来形部分が10分の4を超える工事。 ・福岡市長を被保険者とする火災保険その他の保険保証書を提出すること。 ・火災保険その他の保険保証期間は、履行期間+21 日以上とすること。 部分払を申請する出来高部分について提出すること。 部分使用がある場合に提出すること。 請求書の様式は、様式09の内容を満たせば別様式での提出も可とする。	
		22 既済部分明細書	福岡市検査規程第3条		12 (検査課)	○					
		23 部分払金計算書			13 (検査課)	○					
		24 保険証	福岡市検査規程第3条		—						
		25 工事写真帳	福岡市検査規程第3条		—						
		26 工事の部分使用について	工事請負契約書第33条1項		14	○	○	○			
		27 請求書	工事請負契約書第38条5項		09		○	○			

工事関係書類一覧【施工中】

種別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考		
							発 注 者	受 注 者	提 出	提 示			
												監督 職員	受注者 保管
契約	中間 確認 検査	28	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	契約事務規則第41条1項第4号	・中間確認検査の取扱いについて(H26.8.1一部改正 検査課) ・施工の手引き	15 (検査課)		○	○				
			中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合			17 (検査課)	○						
		30	工事の部分使用について				14	○	○	○		部分使用がある場合に提出すること。	
	工期 変更	31	工期延長の請求資料	工事請負契約書第21条	—	—			○	○		・理由を明示した書面により、工期の延長を請求できる。(受注者→発注者) ・協議書(工事打合せ簿)に工程表等の必要資料を添付すること。	
		32	工期短縮の請求資料	工事請負契約書第22条	—	—	○					・特別の理由により工期短縮の必要があるとき、工期の短縮を請求できる。(発注者→受注者) ・通知書(工事打合せ簿)に工程表等の必要資料を添付すること。	
	設計 変更	33	通知書(工事打合せ簿)	福岡市設計変更ガイドライン (建築・設備工事編)	—	00			○	○		受注者は、必要に応じて概算金額の提示を求めることができる。	
		34	通知書(工事打合せ簿)	・工事請負契約書第18条3項 ・福岡市設計変更ガイドライン (建築・設備工事編)	—	00	○					契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、調査を実施し、結果をとりまとめ、調査・協議終了後14日以内に訂正・変更の通知をする。	
		35	設計変更事由書	福岡市設計変更ガイドライン (建築・設備工事編)	—	17	○						
	一時 中止	36	基本計画書	—	—	—			○	○		必要に応じて作成すること。	
	支給品	37	支給材料受領書	工事請負契約書第15条3項	—	18			○	○		支給材料を受領した場合に提出すること。	
		38	支給品精算書	—	—	19			○	○		支給材料がある場合、工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出すること。	
		39	貸与品借用書	工事請負契約書第15条3項	—	—			○	○		貸与品がある場合に提出すること。	
	現場 発生品	40	現場発生品調書	—	施工の手引き	20			○	○		現場発生品を施設管理者等に引き渡す場合に提出すること。	
	工事	中間 技術 検査	41	工程表(出来高曲線を記載のうえ、中間技術検査日をマーカー等でラインを引く)	・福岡市中間技術検査要領 ※1億円以上の工事で特記仕様書に明示がされているもの	・検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課) ・施工の手引き	—			○	○		【対象】 設計図書において、対象工事と定められた工事。 【実施時期】 当該工事の施工上の重要な変化があったときを原則とし、出来高が概ね50%に達するまで。 【検査項目及び方法】 施工体制、施工状況、施工管理、品質その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施すること。
				図面(平面図等)			—			○	○		
		建設 副産物	43	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	—			○		○	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。 ・紙マニフェストで監督職員または検査員から請求があった場合は原本を提示すること。
44			搬入伝票		施工の手引き	—			○		○	・監督職または検査員から請求があった場合は提示する。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認できるもの)	
建退共		45	被共済者就労状況報告書	—	—	21 (建退共事務受託様式第4号・第5号)			○		○	監督職員または検査員の請求があった場合に提示すること。	
		46	工事別共済証紙受払簿	—	—	22 (様式第032号 (建退共))			○		○	・証紙貼付方式による場合で、監督職員または検査員の請求があった場合に提示すること。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行うこと。	
		47	掛金充当書	—	—	—			○		○	現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合に施工計画書に含めて写しを提出すること。	
		48	建設業退職金共済制度加入労働者数報告書	—	—	23 (建退共事務受託様式第6号)			○		○	他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認すること。	
		49	他の退職金制度に係る加入証明書	—	—	—			○		○	施工体制台帳に綴じるのではなく、上記報告書と合わせて提示すること。	
		50	建設業退職金共済 辞退届	【提示不要】	—	—							
		51	建設業退職金共済契約者証	【提示不要】	—	—							
		52	建設業退職金共済手帳	【提示不要】	—	—							
		53	建退共制度に係る就労状況報告書及び共済証紙受領書(建退共事務受託様式2号)	【提示不要】	—	—							
		54	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書(建退共事務受託様式3号)	【提示不要】	—	—							
その他		55	交通誘導警備員日報伝票	【提示不要】	—	—							
		56	交通誘導警備員集計表	【提示不要】	—	—							

工事関係書類一覧【完成時】

種別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考	
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示		
											監督 職員
共通	0	工事打合せ簿	公共建築工事標準仕様書	施工の手引き	00	○	○	○			
契約 関係	1	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	—	01		○	○			
	2	掛金収納書提出用台紙	—	・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号) ・施工の手引き	02		○	○		証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出すること。	
	3	掛金収納書			—		○	○		証紙貼付方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、上記台紙に掛金収納書を貼り付け工事完成までに提出すること。	
	4	掛金収納書(電子申請方式)			—		○	○		電子申請方式による場合で、工期途中で証紙を購入した場合のみ、工事完成までに提出すること。	
	5	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表			03		○		○		
	6	引渡書	工事請負契約書第31条4項	—	04		○	○			
	7	請求書	工事請負契約書第32条1項	—	05		○	○		請求書の様式は、様式05の内容を満たせば別様式での提出も可とする。	
完成 図書	8	完成図書引渡書	—	—	06		○	○		受注者が発注者に完成図書を引渡したことを証する書面。原本は受注者が保管し、監督員に写しを提出すること。	
	9	保全に関する資料	公共建築工事標準仕様書	・施工の手引き ・完成図書作成要領(建築工事編)	07		○	○		作成方法は施工の手引き、完成図書作成要領を参照すること。	
	10	施設台帳	—	施設台帳(電子データ)作成要領(設計・工事編)	—		○	○			
	11	図面データリスト	—	・施工の手引き ・完成図書作成要領(建築工事編)	08		○	○			
	12	各種試験結果等報告等	公共建築工事標準仕様書	—	—		○	○			
	13	工事写真帳	特記仕様書	福岡市建築・設備工事写真撮影要領	09		○	○			
		安全巡視、安全教育の実施状況	【作成不要】	—	—						
		排出ガス対策型建設機械の使用状況	【作成不要】	—	—					排出ガス対策型建設機械の使用状況写真の撮影は不要とする。	
	14	工事写真原本	—	福岡市建築・設備工事写真撮影要領	—		○	○			
	—	現場環境改善の実施報告書	【作成不要】	—	—					実施状況については、工事写真に含め提出する。別冊での整理は不要とする。	
	15	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	・特記仕様書 ・福岡市請負工事成績評定要領	—	10		○	○		工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。	
	週休 2日	16	計画・実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	11		○	○		週休2日実施工事の場合、実施工程表をとりまとめ、実施報告書を作成し提出すること。 工程表など、他の書類で確認できる場合は省略可とする。
	電子 納品	17	工事完成図	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き建築・設備工事編	—		○	○		【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照)
		—	電子媒体納品書	【作成不要】	—	—					・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品すること。
	総合 評価	18	技術提案等の履行確認結果表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	—	12 (技術企画課)		○	○		・総合評価方式により契約した場合に提出すること。 ・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。
建設 副産物	19	搬入伝票 (残土処理、スクラップ等)	—	施工の手引き	—		○		○	監督職員または検査員から請求があった場合は提示すること。(工事名もしくは搬出現場、受入施設名、受注者、搬入日、処理数量が確認できるもの)	
	20	産業廃棄物処理実績報告書	公共建築工事標準仕様書	産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	13 (産業廃棄物指導課)		○			産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。	
	21	再資源化処理施設搬入明細書	—	—	—		○		○	監督職員または検査員から請求があった場合は提示すること。	
	22	再生資源利用実施書	施工の手引き	同左	14		○	○		・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」での入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。	
	23	再生資源利用促進実施書	施工の手引き	同左	14		○	○		・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する全ての工事で提出すること。 ・「建設副産物情報交換システム」での入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。	

工事関係書類一覧【完成時】

種別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	参照	様式 番号	書 類 作成者		位置付け		備 考
						発 注 者	受 注 者	提 出	提 示	
完成	建設 副産物	24 事前確認結果報告書	—	公共工事における建設発生土の取り扱いについて(通知)(R4.9.16財監第162号)	—	○				建設発生土を確認処分した場合に提出すること。
		25 受領書	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条	—	—		○		○	建設発生土を500m ³ 以上搬出する工事が対象とする。
		26 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)排出者控片等	・特定家庭用機器再商品化法第6条 ・特定家庭用機器再商品化法施行令第1条	—	—		○		○	【対象機器】 エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 ・家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象。ただし、専ら業務用として製造・販売されている機器は家電リサイクル法の対象外になるため、産業廃棄物として適正に処理すること。
		27 メーカー等による回収を証する書面	・資源の有効な利用の促進に関する法律第8章 ・資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第6条	—	—		○		○	【対象機器】 ディスプレイ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、各種パソコン・自作パソコンやメーカーがない場合は産業廃棄物として適正に処理すること。
	その他	28 PCB関連資料	施工の手引き	—	15		○	○		特記仕様書にPCB含有試験に関する記載がある場合または照明器具を撤去する場合に提出すること。
		29 フロン関係資料	—	—	16		○	○		
		30 アスベスト特定粉じん排出等作業完了報告書	大気汚染防止法18条の23	アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書	(環境保全課参考様式)		○	○		受注者は発注者に作業完了の結果を書面で報告すること。書面の写しを受注者で保管。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/001.html#mark01
	検査	31 検査員指摘事項完了報告書	—	—	17		○	○		検査時に指摘があった場合は、検査員の指示に従い、検査員指摘事項完了報告書または修補完了届を提出すること。
		32 修補完了届	—	—	18		○	○		
	完成後 点検	33 契約不適合修補完了届	工事請負契約書第43条1項	施工の手引き	19		○	○		

承諾図の提出を要する電気設備工事資材名

区 分	機 材 名
共通工事	ケーブルラック プルボックス 金属ダクト 防火区画貫通処理材 差込形電線コネクタ
構内外線	コンクリート柱 鋼管柱 ハンドホール ハンドホール蓋 腕金 支線
受変電設備	高圧受電盤 高圧配電盤 低圧配電盤 コンデンサ盤 変圧器 進相コンデンサ 直列リアクトル 高圧負荷開閉器 (PAS) 直流電源装置 蓄電池盤 無停電電源装置 (UPS) 各種盤改造
発電設備	発電機 原動機 配電盤 制御盤 補機付属装置類 計測装置 太陽電池パネル パワーコンディショナ 表示装置 接続器箱 架台 燃料ポンプ 燃料小出槽 燃料タンク 冷却水槽
幹線動力設備	分電盤 制御盤 開閉器箱
照明設備	照明器具 ポール 照明センサ 自動点滅器 タイムスイッチ 照明制御盤
構内情報 通信網設備	機器収納架 ルータ ハブ 光成端箱 電源装置
構内交換設備	交換機 局線中継台 本配線盤 (MDF) 電源装置 電話機 端子盤 保安器箱
電気時計設備	親時計 子時計
拡声設備	スピーカ アッテネータ マイクロホン 音響調整卓 プレーヤ 増幅器 機器収納架
映像音響設備	機器収納架 操作卓 プロジェクタ スクリーン
誘導支援設備	インターホン 呼出表示装置
テレビ共同 受信設備	テレビアンテナ アンテナマスト テレビ機器 機器収納箱 増幅器 分配器 分岐器
監視カメラ 設備	監視カメラ装置架 カメラ カメラケース モニタ装置 録画装置 電動雲台
火災報知設備	受信機 総合盤 感知器 発信機 非常警報装置 表示灯 ベル ガス検知器
防火扉 防排煙設備	自動閉鎖装置 連動制御盤
雷保護設備	避雷突針 支持管 接続端子箱
中央監視 制御設備	警報盤 監視制御盤 LCD監視装置 伝送装置 各種検知器 電源装置
昇降機設備	昇降機 小荷物専用昇降機 制御盤 巻上機 かご 地震感知器 ロープ マシンビーム 監視盤

※ 上記一覧の他、上記に類する機材及び監督員が指示する機材についても提出すること。

※ JIS に規格されている配管、配線の提出は原則不要とする。

承諾図の提出を要する機械設備工事機材名

区 分	機 材 名
機 器 設 備	熱源機器 空気調和機 冷却塔 ファンコイルユニット 熱交換器 圧力容器 電気集塵機 空気浄化装置 全熱交換器 送風機 ファンコンベクター 換気扇 ポンプ タンク 給湯器 温水器 ろ過機
衛 生 器 具	洗面器(台含む) 手洗器 化粧棚 化粧鏡 便器 掃除流し 汚物流し オストメイト 浴槽 各種水栓 シャワー金具 洗濯機パン 自動洗浄システム 各種アクセサリ 各種実験流し(台含む)
配 管 ・ 電 線	J I S ・ J W W A ・ W S P ・ H A S S 規格以外の資材 ※ 使用資材一覧表には上記規格の資材についても記載すること。
配 管 付 属 品	各種弁 弁ボックス 伸縮弁 逆止弁 減圧弁 エアー抜弁 定流量弁 定水弁 ボールタップ 絶縁継手 フレキシブル継手 球型継手 量水器 量水器ボックス 散水栓ボックス 水栓柱 プール給水金物 スリーブ材料(つば付鋼管・亜鉛鉄板製) 防火区画貫通処理材
排 水 金 具	流しトラップ 床排水トラップ 排水金具 掃除口 通気金物 洗濯機排水トラップ グリストラップ 各種トラップ 防虫金網 プール排水金物 防水継手
排 水 桝	コンクリート桝 塩化ビニル桝 人孔 各種桝蓋
消 防 設 備	消火栓 消火栓ボックス テスト弁ボックス スプリンクラー 消火栓弁ボックス 送水口 消火器 消火器ボックス 消火薬剤
風 道 設 備	吹出口 吸込口 各種ダンパー 各種ボックス 各種フード たわみ継手 各種継手 ※ 使用資材一覧表にはダクト材料についても記載すること。
自 御 動 設 制 備	警報盤 監視制御盤 LCD監視装置 伝送装置 各種検知器 電源装置 各種操作端
そ の 他	医療用機器 厨房機器

※ 上記一覧の他、上記に類する機材及び監督員が指示する機材についても提出すること